

# 平成18年4月から9月までの間における 介護給付費等の請求事務について

平成18年4月から9月までの間における介護給付費等の請求に係る事務処理は、市町村やサービス事業所・施設が新たな制度に円滑に移行ができるよう、できる限り現行の事務処理方法を踏襲する形で整理している。

平成18年10月以降における当該事務処理については、平成19年10月から稼働を予定している事務処理システムによる処理を見据えつつ、適正かつ効率的な処理を図る観点から更に検討を加えて提示することとしている。

平成18年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課

## - 目 次 -

【項目】	【頁数】
1 平成18年4月以降の報酬額の算定方法について	P 3 ~ 6
2 平成18年4月から9月までの間における利用者負担額の算定例について	P 7 ~ 16
(1)サービスコードを用いて利用者負担額を算定する場合	P 8 ~ 14
(2)告示に記載される方法で利用者負担額を算定する場合	P 15 ~ 16
3 平成18年4月から9月までの間における介護給付費等の請求様式等について	P 17 ~ 24
4 平成18年4月から9月までの間における利用者負担額の上限額管理の具体的方法について	P 25 ~ 50
(1)基本的事項	P 26 ~ 30
(2)事例	P 31 ~ 50
(事例1)社会福祉法人等軽減措置を適用している居宅介護と適用していない居宅介護を利用する場合	P 31 ~ 34
(事例1 - 2)社会福祉法人等軽減措置を適用する居宅介護、適用しない居宅介護及び通所施設を利用する場合	P 35 ~ 36
(事例1 - 3)グループホーム入居者が居宅介護と通所施設を利用する場合	P 37
(事例2)社会福祉法人等軽減措置に係る同一管理事業所がある場合	P 38 ~ 42
(事例2 - 2)同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得1の例)	P 43
(事例2 - 3)同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得2の例)	P 44
(事例2 - 4)同一管理事業所である居宅介護、通所施設及び他に外出介護を利用する場合	P 46
(事例2 - 5)同一管理事業所である居宅介護、通所施設及び他に基準該当事業所を利用する場合	P 47
(事例2 - 6)複数の基準該当サービスと指定障害福祉サービスを利用する場合	P 48
(事例2 - 7)施設入所者が一時帰宅時に居宅サービスを利用する場合	P 49
(事例2 - 8)相互利用制度の通所施設と指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービス利用する場合	P 50
5 受領委任払の取扱いについて(平成18年4月から9月まで)	P 51 ~ 53

新たな様式で整理する事例等  
(特殊なケースのみ)

# 平成18年4月以降の報酬額の算定方法について

告示された単位数から報酬額への金額換算の算定処理

- ① 告示単位数（報酬告示の記載された単位数）  
↓
- ② 算定単位数（必要に応じて告示単位数に加減算を乗じて算出された単位数）  
↓
- ③ 算定単位額（算定単位に地域区分等に応じた単価金額を乗じて算出された額）  
↓
- ④ 報酬額（当該月の算定金額を合算して算出された額）

i 単位数算定の際の端数処理（告示単位数 → 算定単位数）

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、**小数点以下の四捨五入の端数処理**を行い、絶えず整数値に割合を乗じていく。

ii 金額換算の際の端数処理（算定単位数 → 金額）

単位数から金額に換算する際に生じる**一円未満の端数**については、「切り捨て」で金額を算定する。

# 介護給付費、訓練等給付費及び施設訓練等支援費の報酬算定の方法

**算定単位数** (端数処理は小数点以下四捨五入)

告示単位数に必要に応じて加減算率を乗じる

$$\text{算定単位数} = \text{告示単位数} \times \text{加減算率}$$

**算定単位額** (端数処理は小数点以下切り捨て)

算定単位数に単位単価を乗じて算定単位額を算出する

$$\text{算定単位額} = \text{算定単位数} \times \text{単位単価}$$

サービスコード単位の報酬額

例: 特別区10.72円 等

告示が「円」から「単位」に変更となった以外は現行支援費制度と基本的に算出方法は変わらない。

**当月算定額**

算定単位額に提供回数(算定回数、算定日数)を乗じて算出する。

$$\text{当月算定額} = \text{算定金額} \times \text{算定回数}$$

**報酬額(当月費用の額合計)**

サービスコードごとの当月算定額を合算する。

$$\text{報酬額} = \text{当月算定額} + \text{当月算定額} + \dots$$

請求明細書の「当月費用の額合計」に記載される額

## 障害福祉サービス等の利用者負担額の算定方法

サービス提供ごとに利用者負担額を算定する。

**算定単位数の算出**（端数処理 小数点以下四捨五入）

告示単位数に必要に応じて加減算率を乗じる

算定単位数 = 告示単位 × 加減算率

サービスコード単位の報酬額

**算定単位額の算出**（端数処理 小数点以下切り捨て）

算定単位数に単位単価を乗じて算定単位額を算出する

算定単位額 = 算定単位数 × 単位単価

障害者自立支援法附則第9条による

**利用者負担額の算出**（端数処理 小数点以下切り捨て）

サービス利用時の利用者負担額を算出する。

利用者負担額 = 算定単位額 × 負担割合 (10/100)

サービスコードに対応した  
利用者負担額が設定される

**利用者負担額の算出**

サービスコード単位の利用者負担額を合算する。

利用者負担額 = サービスコード単位の利用者負担額 + サービスコード単位の利用者負担額

+ ...

実績記録票の「利用者負担額」に記載される額

## 社会福祉法人等による利用者負担軽減額等の整理方法

社会福祉法人等による定率負担に係る利用者負担軽減措置を実施する事業所等は、サービス提供実績記録票の「利用者負担額」欄、「社福法人等軽減額」欄及び「給付費移行額」欄を使用することとなる。この際、サービス提供ごとに、社福法人等が軽減した額を実績記録票の「社福法人等軽減額」欄に、給付費へ移行した額を「給付費移行額」欄に記載していく。

### 「利用者負担額」欄に記載する額

利用者負担額の算定方法に従って算定された利用者負担額をサービス提供実績記録票の利用者負担額欄に記載する。

利用者負担額欄の累計額が、所得区分が低所得2の場合12,300円(通所施設等7,500円)、低所得1の場合7,500円に到達するまで金額を記載していく。

### 「社福法人等軽減額」欄に記載する額

利用者負担額が上記の軽減後の負担上限月額を超過した後、本来(軽減前)の利用者負担上限月額に到達するまでは、利用者負担額は軽減措置実施事業所が軽減することとなるため、実績記録票の「社福法人等軽減額」欄に利用者負担相当額を記載していく。

### 「給付費移行額」欄に記載する額

利用者負担額が本来の負担上限月額を超過した後は、利用者負担に相当する額は給付費へ移行することとなるため、実績記録票の「給付費移行額」欄に利用者負担相当額を記載していく。

平成18年4月から9月までの間における利用者負担額の算定例について

# 平成18年4月から9月までの障害者自立支援法の利用者負担額の算定例について

## 1 居宅介護(身体介護を6:00~9:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

使用するサービスコード	
(A)	1111214 身障居宅身体夜間早朝2H
(B)	1111112 身障居宅身体日中1H
(C)	1111918 身居宅身体開 夜早1.5

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

: サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: 算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A) 6時から8時まで(2時間)の利用者負担額

$$328 \text{ 単位 (=82 単位} \times 4) \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 410.0 \quad 410 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$410 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 4395.2 \quad 4395 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$4395 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 439.5 \quad 439 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(B) 8時から9時まで(1時間)の利用者負担額

$$164 \text{ 単位 (=82 単位} \times 2) \times 1.00 \text{ (加減算率)} = 164.0 \quad 164 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$164 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 1758.08 \quad 1758 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$1758 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 175.8 \quad 175 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(C) の利用者負担額

$$580 \text{ 単位 (告示上の1時間以上1時間30分未満の単位)} \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 725.0 \quad 725 \text{ 単位}$$

$$246 \text{ 単位 (=82 単位} \times 3) \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 307.5 \quad 308 \text{ 単位}$$

$$725 \text{ 単位} - 308 \text{ 単位} = 417 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$417 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 4470.24 \quad 4470 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$4470 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 447 \quad 447 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

$$\textcircled{4} \quad 439 \text{ 円 (Aの利用者負担額)} + 175 \text{ 円 (Bの利用者負担額)} + 447 \text{ 円 (Cの利用者負担額)} = 1061 \text{ 円 (利用者負担額の合計)}$$

## 2 居宅介護(身体介護7:30~8:30)を利用した場合 (地域区分:特別区)

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

使用するサービスコード	
(A)	1111211 身障居宅身体夜間早朝0.5H
(B)	1111111 身障居宅身体日中0.5H
(C)	1111921 身居宅身体開 夜早0.5日0.5

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

: サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: 算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A) 7時30分から8時まで(30分)の利用者負担額

$$\begin{aligned}
 82\text{単位} \times 1.25(\text{加減算率}) &= 102.5 && 103\text{単位}(\text{算定単位数}) \\
 103\text{単位} \times 10.72(\text{単位数単価}) &= 1104.16 && 1104\text{円}(\text{算定単位額}) \\
 1104\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) &= 110.4 && \underline{110\text{円}}(\text{利用者負担額})
 \end{aligned}$$

(B) 8時から8時30分まで(30分)の利用者負担額

$$\begin{aligned}
 82\text{単位} \times 1.00(\text{加減算率}) &= 82.0 && 82\text{単位}(\text{算定単位数}) \\
 82\text{単位} \times 10.72(\text{単位数単価}) &= 879.04 && 879\text{円}(\text{算定単位額}) \\
 879\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) &= 87.9 && \underline{87\text{円}}(\text{利用者負担額})
 \end{aligned}$$

(C) の利用者負担額

$$\begin{aligned}
 230\text{単位}(\text{告示上の30分未満の単位}) \times 1.25(\text{加減算率}) &= 287.5 && 288\text{単位} \\
 170\text{単位}(\text{1}) \times 1.00(\text{加減算率}) &= 170.0 && 170\text{単位} \\
 288\text{単位} + 170\text{単位} &= 458\text{単位} \\
 82\text{単位} \times 1.25(\text{加減算率}) &= 102.5 && 103\text{単位}(\text{算定単位数}) \\
 82\text{単位} \times 1.00(\text{加減算率}) &= 82.0 && 82\text{単位}(\text{算定単位数}) \\
 103\text{単位} + 82\text{単位} &= 185\text{単位} \\
 458\text{単位} - 185\text{単位} &= 273\text{単位} \\
 273\text{単位} \times 10.72(\text{単位数単価}) &= 2926.56 && 2926\text{円}(\text{算定単位額}) \\
 2926\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) &= 292.6 && \underline{292\text{円}}(\text{利用者負担額})
 \end{aligned}$$

(1)  
400単位(告示上の30分以上1時間未満の単位) - 230単位(告示上の30分未満の単位)  
=170単位

実績記録票の利用者負担額  
欄に記載される額

④ **110円**(Aの利用者負担額) + **87円**(Bの利用者負担額) + **292円**(Cの利用者負担額) = **489円**(利用者負担額の合計)

### 3 居宅介護(身体介護を20:00～23:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

#### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

使用するサービスコード	
(A)	1111214 身障居宅身体夜間早朝2H
(B)	1111312 身障居宅身体深夜1H
(C)	1111918 身居宅身体開 夜早1.5

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

: サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: 算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A) 20時から22時まで(2時間)の利用者負担額

$$328 \text{ 単位} (=82 \text{ 単位} \times 4) \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 410.0 \quad 410 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$410 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 4395.2 \quad 4395 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$4395 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 439.5 \quad 439 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(B) 22時から23時まで(1時間)の利用者負担額

$$164 \text{ 単位} (=82 \text{ 単位} \times 2) \times 1.5 \text{ (加減算率)} = 246.0 \quad 246 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$246 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 2637.12 \quad 2637 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$2637 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 263.7 \quad 263 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(C) の利用者負担額

$$580 \text{ 単位 (告示上の1時間以上1時間30分未満の単位)} \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 725.0 \quad 725 \text{ 単位}$$

$$246 \text{ 単位} (=82 \text{ 単位} \times 3) \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 307.5 \quad 308 \text{ 単位}$$

$$725 \text{ 単位} - 308 \text{ 単位} = 417 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$417 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 4470.24 \quad 4470 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$4470 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 447.0 \quad 447 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

$$\textcircled{4} \quad 439 \text{ 円 (Aの利用者負担額)} + 263 \text{ 円 (Bの利用者負担額)} + 447 \text{ 円 (Cの利用者負担額)} = 1149 \text{ 円 (利用者負担額の合計)}$$

#### 4 居宅介護(身体介護21:30～23:00)をまで利用した場合 (地域区分:特別区)

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

使用するサービスコード	
(A)	1111211 身障居宅身体夜間早朝0.5H
(B)	1111312 身障居宅身体深夜1H
(C)	1111930 身居宅身体開 夜早0.5深1

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

: サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: 算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

: サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A) 21時30分から22時まで(30分)の利用者負担額

$$82 \text{ 単位} \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 102.5 \quad 103 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$103 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 1104.16 \quad 1104 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$1104 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 110.4 \quad 110 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(B) 22時から23時まで(1時間)の利用者負担額

$$164 \text{ 単位 (=82単位} \times 2) \times 1.5 \text{ (加減算率)} = 246.0 \quad 246 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$246 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 2637.12 \quad 2637 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$2637 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 263.7 \quad 263 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(C) の利用者負担額

$$230 \text{ 単位 (告示上の30分未満の単位)} \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 287.5 \quad 288 \text{ 単位}$$

$$350 \text{ 単位 (1)} \times 1.5 \text{ (加減算率)} = 525 \quad 525 \text{ 単位}$$

$$288 \text{ 単位} + 525 \text{ 単位} = 813 \text{ 単位}$$

$$82 \text{ 単位} \times 1.25 \text{ (加減算率)} = 102.5 \quad 103 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$164 \text{ 単位 (=82単位} \times 2) \times 1.5 \text{ (加減算率)} = 246.0 \quad 246 \text{ 単位 (算定単位数)}$$

$$103 \text{ 単位} + 246 \text{ 単位} = 349 \text{ 単位}$$

$$813 \text{ 単位} - 349 \text{ 単位} = 464 \text{ 単位}$$

$$464 \text{ 単位} \times 10.72 \text{ (単位数単価)} = 4974.08 \quad 4974 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$4974 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 497.4 \quad 497 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(1)  
580単位(告示上の1時間以上1時間30分未満の単位) - 230単位(告示上の30分未満の単位) = 350単位

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

$$\textcircled{4} \quad 110 \text{ 円 (Aの利用者負担額)} + 263 \text{ 円 (Bの利用者負担額)} + 497 \text{ 円 (Cの利用者負担額)} = 870 \text{ 円 (利用者負担額の合計)}$$

## 5 身体障害者療護施設において通所サービスを利用した場合（地域区分：特別区）

例

- ・サービスの種類：身体障害者療護施設（通所による入所者の定員が11人以上20人以下の場合）
- ・重複障害加算：適用
- ・障害程度区分：区分B

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

使用するサービスコード	
(A)	1423100 身障療護通所11～20人基本私立
(B)	1420944 身障療護共通通所加算重複障害

算定単位数の算出（端数処理 小数点以下**四捨五入**）

：サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出（端数処理 小数点以下**切り捨て**）

：算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出（端数処理 小数点以下**切り捨て**）

：サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A)の利用者負担額

$$866 \text{ 単位} \times 10.8 \text{ (単位数単価)} = 9352.8 \text{ 円} \quad 9352 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$9352 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 935.2 \quad 935 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

(B)の利用者負担額 重度重複加算は地域区分の適用対象外であるため、**10.00**を乗じる。

$$48 \text{ 単位} \times 10.00 \text{ (単位数単価)} = 480 \text{ 円 (算定単位額)}$$

$$480 \text{ 円} \times 10/100 \text{ (定率負担分)} = 48.0 \text{ 円} \quad 48 \text{ 円 (利用者負担額)}$$

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

$$\textcircled{4} \quad 935 \text{ 円 (Aの利用者負担額)} + 48 \text{ 円 (Bの利用者負担額)} = 983 \text{ 円 (利用者負担額の合計)}$$

## 6 知的障害者入所更生施設を利用した場合（地域区分：特別区）

例

- ・サービスの種類：知的障害者入所更生施設（入所定員が41人以上60人以下の場合）
- ・地方公共団体の設置の場合
  - ・強度行動障害者特別支援加算：適用
- ・自活訓練加算（ ）：適用
- ・障害程度区分：区分B

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

使用するサービスコード	
(A)	2312150 知障入所更生41～60人基本公立
(B)	2310943 知障入所更生共通加算強行
(C)	2310945 知障入所更生共通加算自活(内)

算定単位数の算出（端数処理 小数点以下**四捨五入**）

：サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出（端数処理 小数点以下**切り捨て**）

：算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出（端数処理 小数点以下**切り捨て**）

：サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A)の利用者負担額

$$\begin{aligned}
 &692\text{単位} \times 0.965(\text{加減算率}) = 667.78 \quad 668\text{単位}(\text{算定単位数}) \\
 &668\text{単位} \times 10.8(\text{単位数単価}) = 7214.4\text{円} \quad 7214\text{円}(\text{算定単位額}) \\
 &7214\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) = 721.4 \quad \underline{721\text{円}}(\text{利用者負担額})
 \end{aligned}$$

(B)の利用者負担額 強度行動障害者特別支援加算は地域区分の適用対象外であるため、**10.00を乗じる。**

$$\begin{aligned}
 &565\text{単位} \times 10.00(\text{単位数単価}) = 5650\text{円}(\text{算定単位額}) \\
 &5650\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) = 565.0\text{円} \quad \underline{565\text{円}}(\text{利用者負担額})
 \end{aligned}$$

(C)の利用者負担額 自活訓練加算（ ）は地域区分の適用対象外であるため、**10.00を乗じる。**

$$\begin{aligned}
 &370\text{単位} \times 10.00(\text{単位数単価}) = 3700\text{円}(\text{算定単位額}) \\
 &3700\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) = 370\text{円}(\text{利用者負担額})
 \end{aligned}$$

実績記録票の利用者負担額  
欄に記載される額

④ **721円**(Aの利用者負担額) + **565円**(Bの利用者負担額) + **370円**(Cの利用者負担額) = **1656円** (利用者負担額の合計)

## 7 身体障害者肢体更生施設を利用した場合（地域区分：特別区）

例

- ・サービスの種類：身体障害者肢体更生入所施設（入所定員が40人以下の場合）
- ・地方公共団体の設置の場合 ・常勤医師加算：適用
- ・重度重複障害者加算：適用
- ・障害程度区分：区分A

### サービスコードを用いて利用者負担額を算定

使用するサービスコード	
(A)	1311150 身障肢体更生40人以下基本公立
(B)	1311913 身障肢体更生40人以下加算常勤医
(C)	1310944 身障肢体更生共通加算重複障害

算定単位数の算出（端数処理 小数点以下四捨五入）

：サービスコードの単位数に加減算率を乗じる

算定単位額の算出（端数処理 小数点以下切り捨て）

：算定単位数に単位数単価を乗じて算定単位額を算出する

利用者負担額の算出（端数処理 小数点以下切り捨て）

：サービス利用時の利用者負担額を算出する。

(A)の利用者負担額

$$965\text{単位} \times 0.965(\text{加減算率}) = 931.22 \quad 931\text{単位}(\text{算定単位数})$$

$$931\text{単位} \times 10.73(\text{単位数単価}) = 9989.6\text{円} \quad 9989\text{円}(\text{算定単位額})$$

$$9989\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) = 998.9 \quad \underline{998\text{円}}(\text{利用者負担額})$$

(B)の利用者負担額

$$58\text{単位} \times 10.73(\text{単位数単価}) = 622.34\text{円} \quad \underline{622\text{円}}(\text{算定単位額})$$

$$622\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) = 62.2\text{円} \quad \underline{62\text{円}}(\text{利用者負担額})$$

(C)の利用者負担額

重度重複障害者加算は地域区分の適用対象外であるため、**10.00を乗じる。**

$$99\text{単位} \times 10.00(\text{単位数単価}) = 990\text{円}(\text{算定単位額})$$

$$990\text{円} \times 10/100(\text{定率負担分}) = \underline{99\text{円}}(\text{利用者負担額})$$

実績記録票の利用者負担額欄に記載される額

$$\textcircled{4} \quad \underline{998\text{円}}(\text{Aの利用者負担額}) + \underline{62\text{円}}(\text{Bの利用者負担額}) + \underline{99\text{円}}(\text{Cの利用者負担額}) = \underline{1159\text{円}}(\text{利用者負担額の合計})$$

## 告示に記載される方法で利用者負担額を算定する場合

参 考

### 居宅介護(身体介護6:00～9:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

6時から8時まで(2時間)

$$662\text{単位(告示単位)} \times 1.25\text{(加減算率)} = 827.5 \quad 828\text{単位(算定単位数)}$$

8時から9時まで(1時間)

$$164\text{単位}(=82\text{単位} \times 2) \times 1.0\text{(加減算率)} = 164\text{単位(算定単位数)}$$

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$(828\text{単位} + 164\text{単位})(\text{算定単位数}) \times 10.72\text{(単位数単価)} = 10634\text{円(算定単位額)}$$

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$10634\text{円(算定単位額)} \times 10/100\text{(定率負担分)} = 1063\text{円(利用者負担額)}$$

1063円(利用者負担額)

### 居宅介護(身体介護7:30～8:30)を利用した場合 (地域区分:特別区)

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

7時30分から8時まで(30分)

$$230\text{単位(告示単位)} \times 1.25\text{(加減算率)} = 287.5 \quad 288\text{単位(算定単位数)}$$

8時から8時30分まで(30分)

$$170\text{単位}(400\text{単位}-230\text{単位}) \times 1.0\text{(加減算率)} = 170\text{単位(算定単位数)}$$

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$(288\text{単位} + 170\text{単位})(\text{算定単位数}) \times 10.72\text{(単位数単価)} = 4909.76 \quad 4909\text{円(算定単位額)}$$

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$4909\text{円(算定単位額)} \times 10/100\text{(定率負担分)} = 490.9 \quad 490\text{円(利用者負担額)}$$

490円(利用者負担額)

## 居宅介護(身体介護20:00～23:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

20時から22時まで(2時間)

$$662\text{単位(告示単位)} \times 1.25\text{(加減算率)} = 827.5 \quad 828\text{単位(算定単位数)}$$

22時から23時まで(1時間)

$$164\text{単位}(82\text{単位} \times 2) \times 1.5\text{(加減算率)} = 246\text{単位(算定単位数)}$$

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$(828\text{単位} + 246\text{単位})(\text{算定単位数}) \times 10.72\text{(単位数単価)} = 11513.28 \quad 11513\text{円(算定単位額)}$$

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$11513\text{円(算定単位額)} \times 10/100\text{(定率負担分)} = 1151.3 \quad \underline{1151\text{円(利用者負担額)}} \quad \mathbf{1151\text{円(利用者負担額)}}$$

## 居宅介護(身体介護21:30～23:00)を利用した場合 (地域区分:特別区)

算定単位数の算出 (端数処理 小数点以下四捨五入)

21時30分から22時まで(30分)

$$230\text{単位(告示単位)} \times 1.25\text{(加減算率)} = 287.5 \quad 288\text{単位(算定単位数)}$$

22時から23時まで(1時間)

$$350\text{単位}(580\text{単位} - 230\text{単位}) \times 1.5\text{(加減算率)} = 525.0 \quad 525\text{単位(算定単位数)}$$

算定単位額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$(288\text{単位} + 525\text{単位})(\text{算定単位数}) \times 10.72\text{(単位数単価)} = 8715.36 \quad 8715\text{円(算定単位額)}$$

利用者負担額の算出 (端数処理 小数点以下切り捨て)

$$8715\text{円(算定単位額)} \times 10/100\text{(定率負担分)} = 871.5 \quad \underline{871\text{円(利用者負担額)}} \quad \mathbf{871\text{円(利用者負担額)}}$$

平成18年4月から9月までの間における介護給付費等の請求様式等について

# 介護給付費、訓練等給付費、施設訓練等給付費の請求に係る様式について

## 請求書

- 介護給付費・訓練等給付費 請求書
- 施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費 請求書

## 請求明細書

- 介護給付費明細書
- 訓練等給付費明細書
- 施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費明細書

### 省令様式(下記の省令において規定)

- 介護給付費又は訓練等給付費の請求に関する省令(案)
- 支援費の請求に関する省令(案)

## 実績記録票

- 居宅介護サービス提供実績記録票
- 行動援護サービス提供実績記録票
- 外出介護サービス提供実績記録票
- デイサービス提供実績記録票
- 共同生活援助提供実績記録票
- 短期入所サービス提供実績記録票
- 施設支援(入所)提供実績記録票
- 施設支援(通所)提供実績記録票
- 知的障害者通勤寮支援提供実績記録票

### 通知様式(下記の通知において規定)

- 介護給付費・訓練等給付費請求書等の記載要領について(案)
- 施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費請求書等の記載要領について(案)

## 利用者負担上限額管理関係

- 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書
- 利用者負担上限額管理結果票
- 利用者負担上限額管理結果票別表
- 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票
- 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表
- グループホーム用利用者負担上限額管理結果連絡票
- 入所施設用利用者負担上限額管理結果連絡票

### 通知様式(下記の通知において規定)

- 平成18年4月から9月までの間における利用者負担に係る上額管理事務について(案)

# 介護給付費明細書の記載における留意点

(様式第二)

介護給付費明細書				
(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、外出介護、障害者デイサービス)				
		平成	年	月分
受給者証番号		事業所番号		
支給決定障害者等氏名		事業者及びその事業所の名称		
支給決定に係る障害児氏名		地域区分		

	サービス内容	算定単位数	算定回数	当月算定額	摘要
費用の額計算欄	● サービスコード、名称を記載する。				
	当月費用の額合計				

	利用者負担額等の内訳	当月算定額	摘要
利用者負担額等計算欄	利用者負担額		
	社会福祉法人等による軽減額		
	(高額障害福祉サービス費移行額)		
	当月利用者負担額等合計		

当月介護給付費請求額	円
------------	---

	枚中	
--	----	--

**算定単位数** (端数処理は小数点以下切り捨て)  
 算定単位数に単価を乗じて算定単位数を算出する  

$$\text{算定単位数} = \text{算定単位数} \times \text{単価}$$

**当月算定額**  
 算定単位数に提供回数(算定回数、算定日数)を乗じて算出する。  

$$\text{当月算定額} = \text{算定単位数} \times \text{算定回数}$$

**報酬額(当月費用の額合計)**  
 サービスコードごとの当月算定額を合算する。  

$$\text{報酬額} = \text{当月算定額} + \text{当月算定額} + \dots$$

実績記録票又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に記載された利用者負担額欄の合計額(高額障害福祉サービス費移行額を除く額)を記載する。

実績記録票、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(別表)又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に記載された社福法人等軽減額欄の合計額(高額障害福祉サービス費移行額を除く額)を記載する。

社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(別表)又は利用者負担上限額管理結果票(別表)において高額障害福祉サービス費移行額が算定された場合は、当該高額障害福祉サービス費移行額の合計額を記載する。

# 施設訓練等支援費明細書の記載における留意点

(様式第六)

施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費明細書					
		平成	年	月分	
施設受給者証番号		事業所番号			
支給決定障害者(保護者)氏名		事業者及びその事業所の名称			
障害程度区分		地域区分			
入所年月日		退所年月日	入所日数		
入院・外泊日数		通所日数			
費用の額計算欄	サービス内容	算定単位数	算定日数	当月算定額	摘要
	●				
	●				
	●				
	●				
当月費用の額合計					
利用者負担額等計算欄	利用者負担額等の内訳			当月算定額	摘要
	利用者負担額				
	社会福祉法人等による軽減額 (高額障害福祉サービス費移行額)				
	当月利用者負担額等合計				
当月施設訓練等支援費請求額				円	
請求内容	算定日数	算定日数	当月算定額	実費算定額	
特定入所者食費等給付費					
当月特定入所者食費等給付費請求額				円	
		枚中	枚		

**算定単位数** (端数処理は小数点以下切り捨て)  
算定単位数に単位単価を乗じて算定単位数を算出する  
算定単位数 = 算定単位数 × 単位単価

**当月算定額**  
算定単位数に提供回数(算定回数、算定日数)を乗じて算出する。  
当月算定額 = 算定単位数 × 算定回数

**報酬額(当月費用の額合計)**  
サービスコードごとの当月算定額を合算する。  
報酬額 = 当月算定額 + 当月算定額 + ...

実績記録票又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に記載された利用者負担額欄の合計額(高額障害福祉サービス費移行額を除く額)を記載する。

実績記録票、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(別表)又は利用者負担上限額管理結果票(別表)に記載された社福法人等軽減額欄の合計額(高額障害福祉サービス費移行額を除く額)を記載する。

利用者負担上限額管理結果票(別表)又は社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(別表)において高額障害福祉サービス費移行額が算定された場合は、当該高額障害福祉サービス費移行額の合計額を記載する。

実績記録票に記載された実費算定額を記載する。









平成18年4月から9月までの間における  
利用者負担の上限額管理の具体的方法について

# 障害福祉サービス等の利用者負担に係る上限額管理事務について

## 1 利用者負担上限額管理対象者

利用者負担の上限額管理が必要となる者

- ① 在宅のサービス利用者で市町村が認定した者のうち複数のサービス事業所からサービスを利用する者
- ② グループホーム(知的障害者通勤寮を含む。)に入居している者で、他のサービスを利用する者
- ③ 入所施設に入所している者で、一時帰宅中に他のサービスを利用した者

※ 当該上限額管理対象者については、事業者は、原則として、上限額管理者が各事業所別の利用者負担額を整理して通知した後に、利用者から一月分の利用者負担額を一括して請求することを前提としている。

## 2 利用者負担上限額管理者

利用者負担の上限額管理を行う者

- ① 上記1の①の者のうち下記に該当しない者については、ホームヘルプ系事業所、デイサービス系事業所、のうち利用者が上限額管理を依頼した事業所(基準該当事業所を除く)の管理者

※ 上記1の①の者であって、社会福祉法人等による定率負担に係る利用者負担軽減措置対象者で、現に軽減措置実施事業所からサービスを利用している場合は、当該事業所の管理者(同一管理事業所がある場合は当該事業所を優先)。

※ 通所施設を利用している者は、当該施設の管理者。

- ② 上記②の者については、当該グループホームの管理者
- ③ 上記③の者については、当該入所施設の管理者

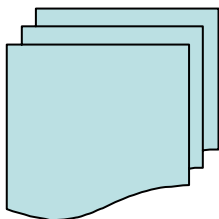
詳細は、「平成18年4月から9月までの利用者負担に係る上限額管理事務について」通知案を参照。

# 上限額管理事務(利用者負担上限額管理結果票の作成)の流れ

- 1 サービス事業所は、毎月3日までに実績記録票を作成して、上限額管理者に提供する。
- 2 上限額管理者は、提出された各サービス事業所の実績記録票の利用者負担額合計額を合算して、負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 3 超過が確認されたときは、上限額管理事務を行う。上限額管理者は、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- 4 上限額管理者は、上限額管理対象者に対して確認を求めた後、毎月6日までに各事業所単位に利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)及び利用者負担上限額管理結果票別表(様式2-2)を作成し、送付する。
- 5 上限額管理者は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票及び③同票別表(自事業所分。通所施設を除く。)を添付する。
- 6 利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票及び②利用者負担上限額管理結果票別表を添付する。

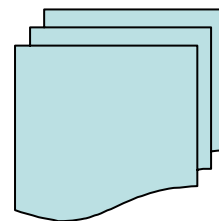
## 介護給付費等の請求の際に明細書に添付するもの

### 上限額管理者



- 1 実績記録票 (上限額管理の有無に関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票
- 3 利用者負担上限額管理結果票別表  
(自事業所分。通所施設を除く。)

### 他のサービス事業所(利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所)



- 1 実績記録票 (上限額管理の有無に関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票別表

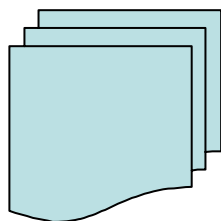
# 負担軽減額の調整事務(社会福祉法人等負担軽減額調整結果票の作成)の流れ

社会福祉法人等軽減制度の同一管理事業所において軽減額の調整を行った後に上限額管理事務を行う場合

- 1 サービス事業所は、毎月3日までに実績記録票を作成して、上限額管理者に提供する。
- 2 同一管理事業所内での軽減額調整を行う者(調整を行う者については、通常上限額管理者と一致)は、同一管理事業所から提出された各実績記録票の利用者負担額を合算して、軽減後の負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 3 超過が確認されたときは、負担軽減額の調整を行う。上限額管理者は、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3-1)を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- 4 同一管理事業所内での軽減額調整事務を終えた上限額管理者は、他のサービス事業所から提出された各実績記録票の利用者負担額を合算して、負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 5 超過が確認されたときは、上限額管理者は、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- 6 上限額管理者は、上限額管理対象者に対して確認を求めた後、毎月6日までに各事業所単位に利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)及び利用者負担上限額管理結果票別表(様式2-2)を作成し、送付する。
- 7 上限額管理者は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票、③同票別表(自事業所分。通所施設を除く。)及び④社会福祉法人等負担軽減額調整結果票を添付する。
- 8 同一管理事業所内の他の事業所及び利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所は、介護給付費等の請求の際には、上限額対象者の明細書に、①実績記録票及び②利用者負担上限額管理結果票別表を添付する。

## 介護給付費等の請求の際に明細書に添付するもの

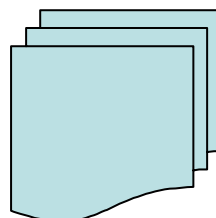
### 上限額管理者



- 1 実績記録票 (上限額管理に有無関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票
- 3 利用者負担上限額管理結果票別表  
(自事業所分。通所施設を除く。)
- 4 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票

### 他のサービス事業所 (利用者負担上限額管理結果票等を受け取った事業所)

(同一管理事業所の他の事業所を含む)



- 1 実績記録票 (上限額管理の有無に関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票別表

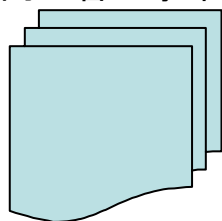
# 負担軽減額の調整事務(社会福祉法人等負担軽減額調整結果票の作成)の流れ

他事業所より提供された実績記録票の利用者負担額を合算して負担上限月額を超過していない場合  
(他の事業所の利用がないため、上限額管理を行う必要がない場合においても同様)

- 1 サービス事業所は、毎月3日までに実績記録票を作成して、上限額管理者に提供する。
- 2 同一管理事業所内での軽減額調整者は、同一管理事業所から提出された各実績記録票の利用者負担額を合算して、同一管理事業所内での軽減後の負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 3 超過が確認されたときは、軽減額調整者は、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3-1)を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- 4 軽減額調整事務を終えた同一管理事業所内での上限額管理者は、他事業所より提出された各実績記録票の利用者負担額合計額を合算して、負担上限月額を超過しているか否かの確認を行う。
- 5 4で負担上限月額を超過していない場合、上限額管理者は、他事業所にその旨を連絡するとともに、同一管理事業所内の各事業所単位で社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表(様式3-2)を作成し、送付する。
- 6 同一管理事業所内の上限額管理者は、介護給付費等の請求の際には、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票、②社会福祉法人等負担軽減額調整結果票及び③同票別表(自事業所分。通所施設を除く。)を添付し、同一管理事業所内の他の事業所は、明細書に①実績記録票及び②社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表を添付する。

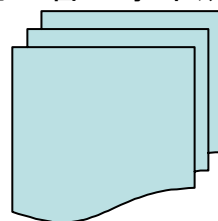
## 介護給付費等の請求の際に明細書に添付するもの

### 同一管理事業所の上限額管理者



- 1 実績記録票 (上限額管理に関わらず必須)
- 2 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票
- 3 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表  
(自事業所分。通所施設を除く。)

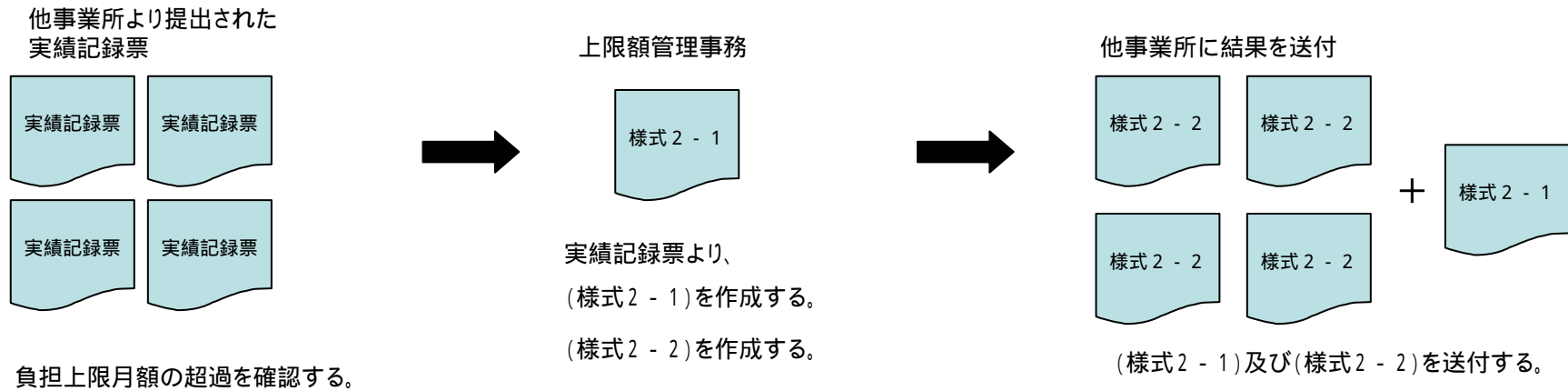
### 同一管理事業所の他の事業所



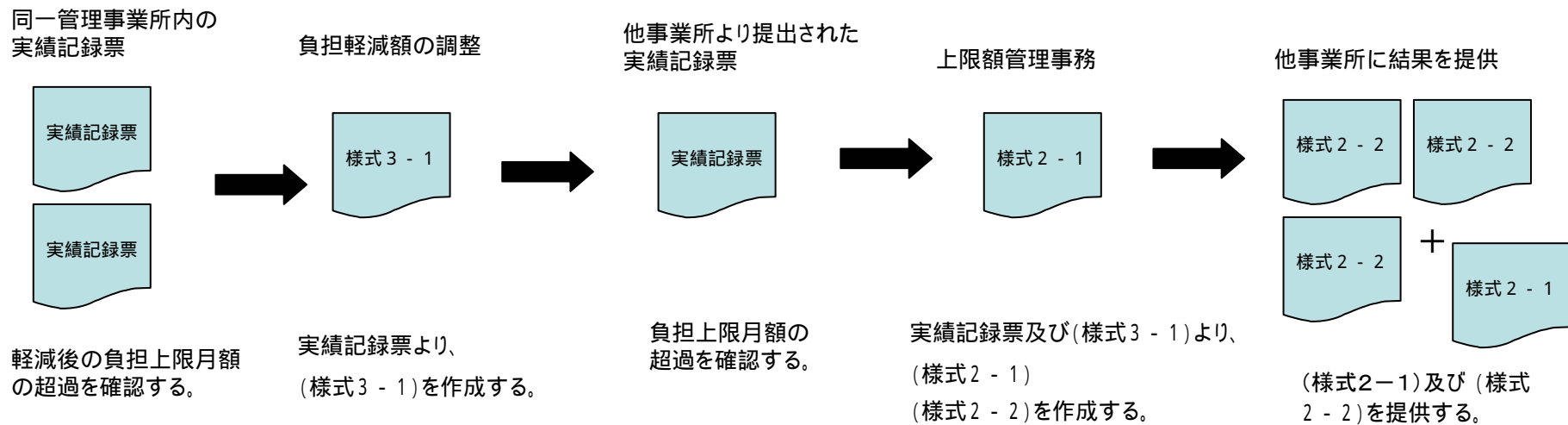
- 1 実績記録票 (上限額管理に関わらず必須)
- 2 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票別表

# 上限額管理事務に係る使用様式について

## ○ 軽減措置の同一管理事業所でない上限額管理者が上限額管理事務を行う場合



## ○ 軽減措置の同一管理事業所である上限額管理者が上限額管理事務を行う場合



# (事例1) 社会福祉法人等軽減措置に係る同一管理事業所がない場合の例

- 所得区分: 低所得1 利用者負担上限月額: 15,000円(社会福祉法人等軽減対象者)
- サービス提供事業所数: 2事業所(社会福祉法人軽減措置実施事業所1事業所)
- 契約状況

A事業所 居宅介護  
 B事業所 居宅介護【社福軽減実施事業所】  
 (上限額管理事業所)

A事業所【居宅介護】サービス提供実績記録票(抄)  
 【上限額15,000円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥11,000	¥1,100		
5PM	¥11,000	¥1,100		
11	¥11,000	¥1,100		
13	¥11,000	¥1,100		
18	¥11,000	¥1,100		
20	¥15,000	¥1,500		
23	¥15,000	¥1,500		
合計	¥85,000	¥8,500		

B事業所【居宅介護】サービス提供実績記録票(抄)  
 【軽減後の上限額7,500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
5AM	¥30,000	¥3,000		
9	¥25,500	¥2,550		
12	¥40,000	¥1,950	¥2,050	
16	¥25,000	¥0	¥2,500	
25	¥19,500	¥0	¥1,950	
29	¥20,000	¥0	¥1,000	¥1,000
30	¥30,000	¥0	¥0	¥3,000
合計	¥190,000	¥7,500	¥7,500	¥4,000

① サービス事業所は、サービス提供月の翌月3日までに実績記録票を上限額管理者へ提供する。

利用者負担額  
 利用者負担額が(軽減後の)負担上限月額に到達するまで記載する。

社福法人等軽減額  
 軽減後の負担上限月額に到達した後の利用者負担額を本来の負担上限月額に到達するまで記載する。

給付費移行額  
 本来の負担上限月額に到達した後の利用者負担相当額を記載する。

② 上限額管理者(B事業所)は、各事業所から提出された実績記録票の利用者負担額欄の合計が負担上限月額を超過しているか否かを確認して、超過しているときは、上限額管理事務を行う。  
 この例の場合、A事業所とB事業所の利用者負担額の合計は16,000円で、負担上限月額(15,000円)を超過しているため、上限額管理を行う必要がある。

③ 上限額管理者(B事業所)は、上限額管理を行うため、利用者負担上限額管理結果票を作成して、サービス提供月の翌月6日までにA事業所に管理結果票等を提供する。

資料上、サービス提供実績記録票は項目の一部を省略したものを表示。

① サービス事業所は、サービス提供月の翌月3日までに実績記録票を作成し、上限額管理者へ提供する。

利用者の所得区分...低所得1（負担上限月額15,000円） 社会福祉法人等軽減措置実施あり

平成 年 月 分 居宅介護サービス提供実績記録票 (抄) (様式第1-1号)

受給者証番号	支給決定障害者(保護者)氏名 (児童氏名)				事業所番号			
契約支給量	身体介護	家事援助	日常生活支援	通院乗降助	事業者及びその事業所	B事業所		
利用者負担上限月額	社福法人負担軽減適用の有無			利用者負担軽減後上限月額	社福法人軽減措置実施の有無			
15,000円	有 ← 無			7,500円	有・無			

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画		サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	報酬額が以下の場合 報酬額例	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者確認印
			開始時間	終了時間	計画時間数	乗降	開始時間	終了時間						
5										30,000円	3,000円			
9										25,500円	2,550円			
12										40,000円	1,950円	2,050円		
16										25,000円	0円	2,500円		
25										19,500円	0円	1,950円		
29										20,000円	0円	1,000円	1,000円	
30										30,000円	0円	0円	3,000円	
合計										190,000円	7,500円	7,500円	4,000円	

- 受給者証に記載された負担上限月額等を記入。
- 社会福祉法人軽減制度対象者は、有に○印を記入。
- 社会福祉法人等軽減措置を実施している事業所は当該欄の有に○印を記入。併せて、支給決定障害者等が軽減制度対象者の場合は、「利用者負担軽減後上限月額」欄に軽減後の負担上限月額を記入する。
- 事例の軽減後の負担上限月額は7,500円であるため、サービス提供順に、7,500円に達するまで、利用者負担額を利用者負担額欄に計上する。
  - ①9日のサービス提供が終了した時点の利用者負担額の累計額は5,550円。
  - ②12日のサービス提供分に係る利用者負担については、7,500円－5,550円＝1,950円が利用者負担額欄に計上される。
  - ③4,000円(40,000円×10/100)－1,950円(利用者負担額欄計上金額)＝2,050円については、社福法人等軽減額欄に計上する。
- 軽減後の負担上限月額を超え、本来(軽減前)の負担上限月額(15,000円)に到達するまでの間は、利用者負担額を「社福法人等軽減額」欄に記入する。
- 本来の負担上限月額15,000円に到達した後の利用者負担相当額については、利用者負担額欄は0円とし、給付費移行額欄に計上する。

資料上、サービス提供実績記録票は項目の一部を省略したものを表示。

②上限額管理者は利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、上限額管理対象者に確認を求める。

A事業所【居宅介護】実績記録票(抄)

【上限額15,000円】

サービス提供日	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
1	¥1,100		
5PM	¥1,100		
11	¥1,100		
13	¥1,100		
18	¥1,100		
20	¥1,500		
23	¥1,500		
合計	¥8,500		

B事業所【居宅介護】実績記録票(抄)

【軽減後の上限額7,500円】

サービス提供日	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
5AM	¥3,000		
9	¥2,550		
12	¥1,950	¥2,050	
16	¥0	¥2,500	
25	¥0	¥1,950	
29	¥0	¥1,000	¥1,000
30	¥0	¥0	¥3,000
合計	¥7,500	¥7,500	¥4,000

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票(平成 年 月分)

平成 年 月 日

受給者証番号			上限額管理事業所番号		
支給決定障害者等氏名			事業者及びその事業所の名称	B事業所	
支給決定に係る障害児氏名			事業所所在地及び連絡先		
利用者負担上限月額	15,000円				
社団法人等軽減対象者	有				
サービス提供事業所数	2				

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
			利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
1		A	1,100			1,100		
5		B	3,000			3,000		
5		A	1,100			1,100		
9		B	2,550			2,550		
11		A	1,100			1,100		
12		B	1,950	2,050		1,950	2,050	
13		A	1,100			1,100		
16		B	0	2,500		0	2,500	
18		A	1,100			1,100		
20		A	1,500			1,500		
23		A	1,500			500		1,000
25		B	0	1,950		0	1,950	
29		B	0	1,000	1,000	0	1,000	1,000
30		B	0	0	3,000	0	0	3,000
小計			16,000	7,500	4,000	15,000	7,500	5,000
通所施設								
上限額管理加算	上限額管理事業所		150					150
合計			16,150	7,500	4,000	15,000	7,500	5,150
						高額障害福祉サービス費移行額		

- ①全事業所分をサービス提供日順に整理
- ②事例の負担上限月額が15,000円。月の当初から利用者負担額が15,000円に到達するまで、左の実績記録票等記載額の利用者負担額欄に記載された金額を計上する。
- ③20日のサービス提供が終了した時点の利用者負担額の累計は14,500円。
- ④23日のサービス提供分に係る利用者負担については、15,000円(負担上限月額) - 14,500円 = 500円のみが利用者負担額となる。また、左の実績記録票等記載額の利用者負担額欄に記載された金額1,500円のうち、利用者負担額欄に計上されない残額1,000円(1,500円 - 500円)は給付費移行額欄に計上する。
- ⑤25日以降の利用者負担額については、既に負担上限月額に到達しているため、利用者負担額欄は0円とし、給付費移行額欄に計上する。(この例では既に移行済み)
- ⑥上限額管理結果額欄の利用者負担額合計欄及び給付費移行額合計欄の合算額は、実績記録票等記載額欄の利用者負担額合計欄及び給付費移行額合計欄の合算額と同額になる。
- ⑦上限額管理者は、利用者負担額を合算した結果、負担上限月額を超過しているため(様式2-1を作成したため)上限額管理加算に係る利用者負担額を計上する。(上限額管理により給付費移行額欄に計上される。)

上限額管理者は6日までに利用者負担額上限額管理票別表(様式2-2)を作成し、(様式2-1)とともに送付する。

(様式2-1)

### 利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

受給者証番号		上限額管理事業所番号	
支給決定障害者等氏名		事業者及びその事業所の名称	B事業所
支給決定に係る障害児氏名		事業所所在地及び連絡先	
利用者負担上限月額	15,000円		
社福法人等軽減対象者	有		
サービス提供事業所数	2		

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1		A	1,100			1,100		
5		B	3,000			3,000		
5		A	1,100			1,100		
9		B	2,550			2,550		
11		A	1,100			1,100		
12		B	1,950	2,050		1,950	2,050	
13		A	1,100			1,100		
16		B	0	2,500		0	2,500	
18		A	1,100			1,100		
20		A	1,500			1,500		
23		A	1,500			500		1,000
25		B	0	1,950		0	1,950	
29		B	0	1,000	1,000	0	1,000	1,000
30		B	0	0	3,000	0	0	3,000
小計			16,000	7,500	4,000	15,000	7,500	5,000
通所施設								
上限額管理加算 上限額管理事業所			150					150
合計			16,150	7,500	4,000	15,000	7,500	5,150
								高額障害福祉サービス費移行額

各事業所ごとに様式2-2を作成

(様式2-2)

### 利用者負担上限額管理結果票別表 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

結果通知先事業所

様

受給者証番号		上限額管理事業所番号	
支給決定障害者等氏名		事業者及びその事業所の名称	A事業所
支給決定に係る障害児氏名		事業所所在地及び連絡先	

日付	曜日	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1		1,100			1,100		
5		1,100			1,100		
11		1,100			1,100		
13		1,100			1,100		
18		1,100			1,100		
20		1,500			1,500		
23		1,500			500		1,000
合計		8,500			7,500	0	1,000

(様式2-2)

### 利用者負担上限額管理結果票別表 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

結果通知先事業所

様

受給者証番号		上限額管理事業所番号	
支給決定障害者等氏名		事業者及びその事業所の名称	B事業所
支給決定に係る障害児氏名		事業所所在地及び連絡先	

日付	曜日	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
5		3,000			3,000		
9		2,550			2,550		
12		1,950	2,050		1,950	2,050	
16		0	2,500		0	2,500	
25		0	1,950		0	1,950	
29		0	1,000	1,000	0	1,000	1,000
30		0	0	3,000	0	0	3,000
		150					150
合計		7,650	7,500	4,000	7,500	7,500	4,150

## (事例1 - 2) 事例1で利用者が更に通所施設を利用している場合

- 所得区分: 低所得1 利用者負担上限月額: 15,000円(社会福祉法人等軽減対象者)
- サービス提供事業所数: 3事業所(軽減措置実施事業所2事業所: 同一管理事業所ではない)
- 契約状況

- A事業所 居宅介護
- B事業所 居宅介護【軽減措置実施事業所】
- C事業所 通所更生【軽減措置実施事業所】  
(上限額管理事業所)

① 上限額管理対象者が通所サービスを利用する場合は、原則として通所施設が上限額管理者となる。

### 利用者負担額・社福法人等軽減額

指定障害福祉サービスと同様、軽減後の負担上限月額に到達した後の利用者負担額は社福法人等軽減額に記載する。(本来の負担上限月額に到達すれば、給付費移行額とする。)

C事業所【通所更生施設】サービス提供実績記録票(抄)  
【軽減後の上限額7,500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥7,000	¥700		
3	¥7,000	¥700		
6	¥7,000	¥700		
7	¥7,000	¥700		
8	¥7,000	¥700		
10	¥7,000	¥700		
14	¥7,000	¥700		
15	¥7,000	¥700		
17	¥7,000	¥700		
21	¥7,000	¥700		
22	¥7,000	¥500	¥200	
24	¥7,000	¥0	¥700	
26	¥7,000	¥0	¥700	
27	¥7,000	¥0	¥700	
28	¥7,000	¥0	¥700	
合計	¥105,000	¥7,500	¥3,000	

② 上限額管理者(C事業所)は、自立支援法の指定障害福祉サービスと身障法又は知障法に基づく通所施設サービスについては、まず別々に上限額管理を行った後、両者を合算して、負担上限月額を超過していれば更に上限額管理事務を行う。  
※ 法律が異なるため、両者を合算した際に生ずる負担上限月額を超える額は、本来高額障害福祉サービス費として償還給付を行う額となるが、18年9月までの経過的な法体系によるものであることから、原則として、一体的な上限額管理を行うことにより、高額障害福祉サービス費を現物給付化する取扱いとする(受領委任払い方式の考え方により、利用者に代わって原則として通所施設に支払うものとする。)  
したがって、市町村(通所施設)においては、上限額管理結果票の確認時等に、受領委任払いについて利用者から同意を得ておくことが必要である。

③ 通所施設(=上限額管理者(C事業所))は、高額障害福祉サービス費が算定された場合は、施設訓練等支援費とは別に、受領委任払い方式により、市町村に請求するものとする。

資料上、サービス提供実績記録票は項目の一部を省略したものを表示。

上限額管理者は利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成し、高額障害福祉サービス費移行額を算定。

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

受給者証番号		上限額管理事業所番号	
支給決定障害者等氏名		事業者及びその事業所の名称	C事業所
支給決定に係る障害児氏名		事業所所在地及び連絡先	
利用者負担上限月額	15,000円		
社福法人等軽減対象者	有		
サービス提供事業所数	3		

C事業所【通所更生施設】サービス提供実績記録票(抄)  
【軽減後の上限額7,500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥7,000	¥700		
3	¥7,000	¥700		
6	¥7,000	¥700		
7	¥7,000	¥700		
8	¥7,000	¥700		
10	¥7,000	¥700		
14	¥7,000	¥700		
15	¥7,000	¥700		
17	¥7,000	¥700		
21	¥7,000	¥700		
22	¥7,000	¥500	¥200	
24	¥7,000	¥0	¥700	
26	¥7,000	¥0	¥700	
27	¥7,000	¥0	¥700	
28	¥7,000	¥0	¥700	
合計	¥105,000	¥7,500	¥3,000	

通所施設については、合計額  
のみの転記で可。

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1		A	1,100			1,100		
5		B	3,000			3,000		
5		A	1,100			1,100		
9		B	2,550			2,550		
11		A	1,100			1,100		
12		B	1,950	2,050		1,950	2,050	
13		A	1,100			1,100		
16		B	0	2,500		0	2,500	
18		A	1,100			1,100		
20		A	1,500			1,500		
23		A	1,500			500		1,000
25		B	0	1,950		0	1,950	
29		B	0	1,000	1,000	0	1,000	1,000
30		B	0	0	3,000	0	0	3,000
小計			16,000	7,500	4,000	15,000	7,500	5,000
通所施設	C		7,500	3,000	0	7,500	3,000	0
上限額管理加算	上限額管理事業所		150					150
合計			23,650	10,500	4,000	22,500	10,500	5,150
						7,500		高額障害福祉サービス費移行額

① まず、自立支援法の指定障害福祉サービス事業所(A事業所及びB事業所)分をサービス提供日順に整理し、上限額を整理する。

② 小計欄に自立支援法の指定障害福祉サービス事業所分の合計額を記載する。  
→ 様式2-1により作成する様式2-2中の上限額管理結果額欄の「利用者負担額」欄の小計額が、介護給付費請求明細書の利用者負担額等計算欄の「利用者負担額」の「当月算定額」欄に、また、同じく「社福法人等軽減額」欄の小計額が、介護給付費明細書の利用者負担額等計算欄の「社会福祉法人等による軽減額」の「当月算定額」欄に転記する額となる。

③ 通所施設の実績記録票等記載額欄に、C事業所のサービス提供実績記録票から「利用者負担額」、「社福法人等軽減額」及び「給付費移行額」の各々の合計額を記載する。

④ 通所施設の上限額管理結果額欄は、左欄の実績記録票等記載額の各欄の額をそのまま記載する。

⑤ 通所施設Cの上限額管理加算は、指定障害福祉サービスに係る上限額管理事務と、通所施設との間の上限額管理事務のいずれか一方が行われた場合に算定。

通所施設Cに係る請求明細書利用者負担額等計算欄へ記載する額について

○利用者負担額  
上限額管理結果額欄の利用者負担額合計額から高額障害福祉サービス費移行額を控除した額(この例では0円(7,500円-7,500円))。

○社会福祉法人等負担軽減額  
上限額管理結果額欄の社会福祉法人等軽減額の合計額(この例では3,000円)。

○高額障害福祉サービス費移行額  
A、B事業所及び通所施設Cに係る利用者負担額合計額から利用者負担上限月額を控除した額(これ例では7,500円(22,500円-15,000円))。→通所施設は、当該高額障害福祉サービス費移行額を市町村に受領委任払で請求。

# (事例1 - 3) 事例1 - 2で利用者がグループホームに入居している場合

D事業所【グループホーム】サービス提供実績記録票(抄) 上限額管理者

【個別減免により上限額8,000円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥2,000	¥200		
~	~	~	~	~
30	¥2,000	¥200		
合計	¥60,000	¥6,000		

グループホームは最初の欄に合計額のみを転記。

C事業所【通所更生施設】サービス提供実績記録票(抄)

【個別減免後の上限額8,000円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥7,000	¥700		
3	¥7,000	¥700		
6	¥7,000	¥700		
7	¥7,000	¥700		
8	¥7,000	¥700		
10	¥7,000	¥700		
14	¥7,000	¥700		
15	¥7,000	¥700		
17	¥7,000	¥700		
21	¥7,000	¥700		
22	¥7,000	¥700		
24	¥7,000	¥300		¥400
26	¥7,000	¥0		¥700
27	¥7,000	¥0		¥700
28	¥7,000	¥0		¥700
合計	¥105,000	¥8,000		¥2,500

通所施設については、合計額のみを転記可。

(様式2-1)

## 利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

受給者証番号		上限額管理事業所番号	
支給決定障害者等氏名		事業者及びその事業所の名称	D事業所
支給決定に係る障害児氏名		事業所所在地及び連絡先	
利用者負担上限月額	8,000円		
社福法人等軽減対象者	無		
サービス提供事業所数	4		

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
		D	6,000			6,000		
1		A	1,100			1,100		
5		B	3,000			900		2,100
5		A	1,100			0		1,100
9		B	2,550			0		2,550
11		A	1,100			0		1,100
12		B	2,450		1,550	0		4,000
13		A	1,100			0		1,100
16		B	0		2,500	0		2,500
18		A	1,100			0		1,100
20		A	1,500			0		1,500
23		A	1,000		500	0		1,500
25		B	0		1,950	0		1,950
29		B	0		2,000	0		2,000
30		B	0		3,000	0		3,000
小計			22,000		11,500	8,000		25,500
通所施設 C			8,000		2,500	8,000		2,500
上限額管理加算 上限額管理事業所								
合計			30,000		14,000	16,000		28,000
						8,000		高額障害福祉サービス費移行額

① まず、自立支援法の指定障害福祉サービス事業所分について、グループホーム(D事業所)を最初に記載した後、その他の事業所(A事業所及びB事業所)分をサービス提供日順に整理し、上限額を整理する。

② 小計欄に自立支援法の指定障害福祉サービス事業所分の合計額を記載する。  
→ 様式2-1により作成する様式2-2中の上限額管理結果額欄の「利用者負担額」欄の小計額が、介護給付費請求明細書の利用者負担額等計算欄の「利用者負担額」の「当月算定額」欄に転記する額となる。

③ 通所施設の実績記録票等記載額欄に、C事業所のサービス提供実績記録票から「利用者負担額」及び「給付費移行額」の各々の合計額を記載する。

④ 通所施設の上限額管理結果額欄は、左欄の実績記録票等記載額の各欄の額をそのまま記載する。

⑤ グループホームについては上限額管理加算は算定されない。

通所施設Cに係る請求明細書利用者負担額等計算欄へ記載する額について

- 利用者負担額  
上限額管理結果額欄の利用者負担額合計額から高額障害福祉サービス費移行額を控除した額(この例では0円(8,000円-8,000円))。
- 社会福祉法人等負担軽減額  
上限額管理結果額欄の社会福祉法人等軽減額の合計額(この例では該当なし)。
- 高額障害福祉サービス費移行額  
A、B事業所及び通所施設Cに係る利用者負担額合計額から利用者負担上限月額を控除した額(この例では8,000円(16,000円-8,000円))。→通所施設は、当該高額障害福祉サービス費移行額を市町村に受領委任払で請求。

## 事例2 社会福祉法人等軽減措置に係る同一管理事業所がある場合の例

- 所得区分: 低所得2 利用者負担上限月額: 24,600円
  - サービス提供事業所数: 5事業所 (社会福祉法人軽減措置実施事業所4事業所)
  - 契約状況
    - A事業所 障害者デイサービス【社福】
    - B事業所 居宅介護【社福】(上限額管理事業所)
    - C事業所 居宅介護
    - D事業所 居宅介護【社福】
    - E事業所 外出介護【社福】
- } 同一管理事業所
- } 同一管理事業所

サービス事業所は、実績記録票を作成する。(5事業所の実績記録票は下記のとおりとする。)

A事業所【デイサービス】 社会福祉法人  
軽減措置実施

【軽減後の上限額7500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥6,000	¥600		
5AM	¥6,000	¥600		
11	¥6,000	¥600		
20	¥6,000	¥600		
23	¥6,000	¥600		
合計	¥30,000	¥3,000		

C事業所【居宅介護】(社会福祉法人軽減措置実施なし)

【上限額24600円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
4	¥9,500	¥950		
6	¥5,000	¥500		
13AM	¥8,500	¥850		
19	¥15,000	¥1,500		
21	¥12,000	¥1,200		
合計	¥50,000	¥5,000	¥0	¥0

D事業所【居宅介護】 社会福祉法人  
軽減措置実施

【軽減後の上限額12300円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
2	¥30,000	¥3,000		
10	¥20,000	¥2,000		
13PM	¥10,000	¥1,000		
17	¥10,000	¥1,000		
24	¥20,000	¥2,000		
合計	¥90,000	¥9,000	¥0	¥0

B事業所【居宅介護】 上限額管理者 社会福祉法人  
軽減措置実施

【軽減後の上限額12300円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
5PM	¥30,000	¥3,000		
9	¥25,500	¥2,550		
12	¥40,000	¥4,000		
16	¥25,000	¥2,500		
25AM	¥19,500	¥250	¥1,700	
29	¥20,000	¥0	¥2,000	
合計	¥160,000	¥12,300	¥3,700	

E事業所【外出介護】 社会福祉法人  
軽減措置実施

【軽減後の上限額12300円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
3	¥7,000	¥700		
7	¥20,000	¥2,000		
15	¥15,000	¥1,500		
18	¥10,000	¥1,000		
25PM	¥8,000	¥800		
合計	¥60,000	¥6,000	¥0	¥0

同一管理事業所

同一管理事業所

※あくまで、事務処理の仕組みを説明する都合上設定した利用例である。

②-1 同一管理事業所内で軽減額調整を行うため、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3-1)を作成する。

A事業所【デイサービス】  
【軽減後の上限額7500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥6,000	¥600		
5AM	¥6,000	¥600		
11	¥6,000	¥600		
20	¥6,000	¥600		
23	¥6,000	¥600		
合計	¥30,000	¥3,000		

合算した利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。  
この場合、3,000円+12,300円=15,300円のため、負担上限月額12,300円を超過している。

B事業所【居宅介護】 上限額管理者  
【軽減後の上限額12300円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
5PM	¥30,000	¥3,000		
9	¥25,500	¥2,550		
12	¥40,000	¥4,000		
16	¥25,000	¥2,500		
25AM	¥19,500	¥250	¥1,700	
29	¥20,000	¥0	¥2,000	
合計	¥160,000	¥12,300	¥3,700	

A、B事業所が同一管理事業所に該当する例

- 軽減後の負担上限月額はA事業所(デイサービス)7,500円、B事業所(居宅介護)は12,300円となる。
- 同一管理事業所内の負担上限月額は12,300円であるため、A、B事業所での利用者負担額を合算した額が12,300円となるように、軽減額の調整を行う。
- 16日のサービス提供の段階で利用者負担額は軽減後の負担上限額12,300円に到達するため、16日分より実績記録票では利用者負担額欄に記載された額が社福法人等軽減額に移行する。
- 20日以降については、軽減後の負担上限月額に到達済みのため、利用者負担額欄の記載は0円となり、以後、社福法人等軽減額欄に記載していく。
- 実績記録票等記載額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額と、軽減額調整結果額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額とは同額となる。

(様式3-1) 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月 日)

同一管理事業所番号	同一管理事業所名称	平成 年 月 日
	A事業所	
	B事業所	
	事業所番号	
	事業者及びその事業所の名称	
受給者証番号	利用者負担上限月額	
支給決定障害者等氏名	支給決定に係る障害児氏名	

日付	曜日	開始時間	終了時間	事業所番号 又は 事業所名	実績記録票記載額			軽減額調整結果額		
					利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1				A	600	0	0	600	0	0
5				A	600	0	0	600	0	0
5				B	3,000	0	0	3,000	0	0
9				B	2,550	0	0	2,550	0	0
11				A	600	0	0	600	0	0
12				B	4,000	0	0	4,000	0	0
16				B	2,500	0	0	950	1,550	0
20				A	600	0	0	0	600	0
23				A	600	0	0	0	600	0
25				B	250	1,700	0	0	1,950	0
29				B	0	2,000	0	0	2,000	0
合計					15,300	3,700	0	12,300	6,700	0

注意

上記A・B事業所の報酬額が右の場合  
(※この場合様式3-1の作成は不要)

同一管理事業所	報酬額
A事業所(デイサービス)	100,000円
B事業所(居宅介護)	40,000円

誤) A事業所とB事業所で一本の軽減後の負担上限月額を適用: 12,300円

正) A事業所に係る軽減後の負担上限月額を適用: 7,500円  
B事業所に係る利用者負担額: 4,000円 } 負担が低い! 11,500円

軽減額調整の結果、同一管理事業所内での軽減後の負担上限月額以下になる。

社会福祉法人等軽減額が12,300円を超える場合、超えた額を給付費移行額に記載する。

②-2 同一管理事業所内で軽減額調整を行うため、社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(様式3-1)を作成する。

D事業所【居宅介護】  
 (軽減後の上限額12300円) 社会福祉法人  
軽減措置実施

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
2	¥30,000	¥3,000		
10	¥20,000	¥2,000		
13PM	¥10,000	¥1,000		
17	¥10,000	¥1,000		
24	¥20,000	¥2,000		
合計	¥90,000	¥9,000		

当該同一管理事業所(D・E事業所)の場合、上限額管理者ではないが、同一管理事業所内での利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額の調整を行う。調整後、様式3-1を上限額管理者へ3日までに送付する。

E事業所【外出介護】  
 (軽減後の上限額12300円) 社会福祉法人  
軽減措置実施

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
3	¥7,000	¥700		
7	¥20,000	¥2,000		
15	¥15,000	¥1,500		
18	¥10,000	¥1,000		
25PM	¥8,000	¥800		
合計	¥60,000	¥6,000		

合算した利用者負担額が負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。  
 この場合、9,000円+6,000円=15,000円のため、負担上限月額12,300円を超過している。

(様式3-1)  
 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月 分)

同一管理事業所番号	同一管理事業所名称	平成 年 月 日
	D事業所	
	E事業所	
	事業所番号	
	事業者及びその事業所の名称	
受給者証番号	利用者負担上限月額	
支給決定障害者等氏名	支給決定に係る障害児氏名	

日付	曜日	開始時間	終了時間	事業所番号 又は 事業所名	実績記録票記載額			軽減額調整結果額		
					利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
2				D	3,000			3,000		
3				E	700			700		
7				E	2,000			2,000		
10				D	2,000			2,000		
13				D	1,000			1,000		
15				E	1,500			1,500		
17				D	1,000			1,000		
18				E	1,000			1,000		
24				D	2,000			1,900	1,900	
25				E	800			0	800	
合計					15,000			12,300	2,700	

D、E事業所が同一管理事業所に該当する例

- 軽減後の負担上限月額は外出介護、居宅介護各々12,300円となるが、同一管理事業所内の負担上限月額は合算して12,300円となる。
- 24日のサービス提供の段階で利用者負担額は軽減後の負担上限月額12,300円に到達するため、24日分から実績記録票では利用者負担額欄に記載された額が社福法人等軽減額に移行する。
- 25日については、軽減後の負担上限月額に到達済みのため、利用者負担額欄の記載は0円となり、社福法人等軽減額欄に記載する。
- 実績記録票記載額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額と、軽減額調整結果額欄の利用者負担額及び社福法人等軽減額の合計額とは同額となる。

社会福祉法人等軽減額が12,300円を超える場合、超えた額を給付費移行額に記載する。

③ 上限額管理者は利用者負担上限額管理票(様式2-1)を作成し、上限額管理対象者に確認を求める。

様式3-1:同一管理事業所がA・B事業所分

(様式3-1) 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月 日)

同一管理事業所番号	同一管理事業所名称	事業所番号		
	A事業所			
	B事業所			
事業所番号		事業所名称		
		事業所名称		
受給者証番号	利用者負担上限月額			
支給決定障害者氏名	支給決定に係る障害児氏名			
日付	曜日	業務所番号又は事業所名	実績記録票等記載額	軽減額調整結果額
		利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
1		A	600	600
5		A	600	600
5		B	3,000	3,000
9		B	2,550	2,550
11		A	600	600
12		B	4,000	4,000
16		B	2,500	950
20		A	600	0
23		A	600	0
25		B	250	1,700
29		B	0	2,000
合計			15,300	3,700

様式3-1:同一管理事業所がD・E事業所分

(様式3-1) 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月 日)

同一管理事業所番号	同一管理事業所名称	事業所番号		
	D事業所			
	E事業所			
事業所番号		事業所名称		
		事業所名称		
受給者証番号	利用者負担上限月額			
支給決定障害者氏名	支給決定に係る障害児氏名			
日付	曜日	業務所番号又は事業所名	実績記録票等記載額	軽減額調整結果額
		利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
2		D	3,000	3,000
3		E	700	700
7		E	2,000	2,000
10		D	2,000	2,000
13		D	1,000	1,000
15		E	1,500	1,500
17		D	1,000	1,000
18		E	1,000	1,000
24		D	2,000	100
25		E	800	0
合計			15,000	2,700

実績記録票(抄):C事業所分(社福軽減なし)

C事業所【居宅介護】  
【上限額24600円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
4	¥9,500	¥950		
6	¥5,000	¥500		
13AM	¥8,500	¥850		
19	¥15,000	¥1,500		
21	¥12,000	¥1,200		
合計	¥50,000	¥5,000		

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月 日)

平成 年 月 日

受給者証番号	上限額管理事業所番号			
支給決定障害者等氏名	事業所及びその事業所の名称			
支給決定に係る障害児氏名	B事業所			
利用者負担上限月額	事業所所在地及び連絡先			
24,600円				
社福法人等軽減対象者				
有				
サービス提供事業所数				
5				
日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額	上限額管理結果額
		利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1		A	600	600
2		D	3,000	3,000
3		E	700	700
4		C	950	950
5		A	600	600
5		B	3,000	3,000
6		C	500	500
7		E	2,000	2,000
9		B	2,550	2,550
10		D	2,000	2,000
11		A	600	600
12		B	4,000	4,000
13		C	850	850
13		D	1,000	1,000
15		E	1,500	1,500
16		B	950	750
17		D	1,000	0
18		E	1,000	0
19		C	1,500	0
20		A	0	0
21		C	1,200	0
23		A	0	0
24		D	100	0
25		B	0	0
25		E	0	0
29		B	0	0
小計				
通所施設				
上限額管理加算	上限額管理事業所	150		150
合計			29,750	9,400

①全事業所分をサービス提供日順に整理

②社会福祉法人軽減額について、先に調整した軽減額を該当欄に記入。  
※社会福祉法人軽減額は確定しており、以下の処理に際して変更は生じない。

③事例においては、サービス提供事業所が複数(同一管理事業所が複数)となるため、利用者負担上限月額は本来の(社会福祉法人軽減措置をしない)上限額である24,600円となる。

④月の当初から、24,600円に達するまで、利用者負担額欄に実績記録票等記載額欄の利用者負担額を計上する。

⑤15日のサービス提供が終了した時点の利用者負担額の累計は23,850円。

⑥16日のサービス提供分に係る利用者負担については、24,600円(上限額) - 23,850円 = 750円のみが利用者負担額となる。  
また、左の実績記録票等記載額の利用者負担額欄に記載された金額のうち、利用者負担額欄に計上されない残額200円(950円 - 750円)は給付費移行額に計上する。

⑦17日以降の利用者負担額については、上限額24,600円に到達していることから、給付費移行額欄に計上し、利用者負担額欄は0円とする。

⑧上限額管理結果額欄の利用者負担額合計欄と給付費移行額合計欄を合計した金額は、実績記録票等記載額欄の利用者負担額合計欄と給付費移行額合計欄を合計した金額と同額となる。

⑨上限額管理者は、利用者負担額を合算した結果、負担上限月額を超過しているため(様式2-1を作成したため)上限額管理加算に係る利用者負担額を計上する。(上限額管理により給付費移行額欄に計上される。)

④ 上限額管理者は6日までに利用者負担上限額管理票別表(様式2-2)を作成し、(様式2-1)とともに各事業所に送付する。

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

受給者証番号	上限額管理事業所番号
支給決定障害者等氏名	事業所及びその事業所の名称
支給決定に係る児童重氏名	B事業所
利用者負担上限月額	24,600円
社団法人等軽減対象者	有
サービス提供事業所数	5
事業所所在地及び連絡先	

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
			利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
1		A	600			600		
2		D	3,000			3,000		
3		E	700			700		
4		C	950			950		
5		A	600			600		
5		B	3,000			3,000		
6		C	500			500		
7		E	2,000			2,000		
9		B	2,550			2,550		
10		D	2,000			2,000		
11		A	600			600		
12		B	4,000			4,000		
13		C	850			850		
13		D	1,000			1,000		
15		E	1,500			1,500		
16		B	950	1,550		750	1,550	200
17		D	1,000			0		1,000
18		E	1,000			0		1,000
19		C	1,500			0		1,500
20		A	0	600		0	600	0
21		C	1,200			0		1,200
23		A	0	600		0	600	0
24		D	100	1,900		0	1,900	100
25		B	0	1,950		0	1,950	0
25		E	0	800		0	800	0
29		B	0	2,000		0	2,000	0
小計			29,600	9,400		24,600	9,400	5,000
通所施設								
上限額管理加算 上限額管理事業所			150					150
合計			29,750	9,400		24,600	9,400	5,150
								高額障害福祉サービス費移行額

(様式2-2抄)

A事業所

日付	実績記録票等記載額		上限額管理結果額		
	利用者負担額	社団法人等軽減額	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
1	600		600		
5AM	600		600		
11	600		600		
20	0	600	0	600	
23	0	600	0	600	
計	1,800	1,200	1,800	1,200	

(様式2-2抄)

B事業所

日付	実績記録票等記載額		上限額管理結果額		
	利用者負担額	社団法人等軽減額	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
5PM	3,000		3,000		
9	2,550		2,550		
12	4,000		4,000		
16	950	1,550	750	1,550	200
25AM	0	1,950	0	1,950	0
29	0	2,000	0	2,000	0
上限額管理加算	150				150
計	10,650	5,500	10,300	5,500	350

(様式2-2抄)

C事業所

日付	実績記録票等記載額		上限額管理結果額		
	利用者負担額	給付費移行額	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
4	950		950		
6	500		500		
13AM	850		850		
19	1,500		0		1,500
21	1,200		0		1,200
計	5,000		2,300		2,700

実績記録票等記載欄については、

○様式3-1を作成した場合(社会福祉法人等軽減措置実施事業所の同一管理事業所間で軽減額調整を行った場合)は、様式3-1で調整した額を記載する。(A, B, D, E事業所)

○上記以外の事業所については、サービス提供実績記録票で記載した金額を記載する。(C事業所)

(様式2-2抄)

D事業所

日付	実績記録票等記載額		上限額管理結果額		
	利用者負担額	社団法人等軽減額	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
2	3,000		3,000		
10	2,000		2,000		
13PM	1,000		1,000		
17	1,000		0		1,000
24	100	1,900	0	1,900	100
計	7,100	1,900	6,000	1,900	1,100

(様式2-2抄)

E事業所

日付	実績記録票等記載額		上限額管理結果額		
	利用者負担額	社団法人等軽減額	利用者負担額	社団法人等軽減額	給付費移行額
3	700		700		
7	2,000		2,000		
15	1,500		1,500		
18	1,000		0		1,000
25PM	0	800	0	800	0
計	5,200	800	4,200	800	1,000

※資料上、様式2-2は項目の一部を省略したものを表示。

## (事例2-2) 同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得1の例)

A事業所【通所更生】 上限額管理者 社会福祉法人  
軽減措置実施

【軽減後の上限額7,500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等移行額
1	¥7,000	¥700		
2	¥7,000	¥700		
3	¥7,000	¥700		
~	~	~	~	~
30	¥7,000			
合計	¥154,000	¥7,500	¥7,500	¥400

合算した利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。

この場合  
7,500円+7,500円  
= 15,000円のため、負担上限月額7,500円を超過している。

B事業所【居宅介護】 社会福祉法人  
軽減措置実施

【軽減後の上限額7,500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等移行額
6	¥20,000	¥2,000		
7	¥20,000	¥2,000		
13	¥20,000	¥2,000		
14	¥20,000	¥1,500	¥500	
20	¥20,000		¥2,000	
21	¥20,000		¥2,000	
合計	¥120,000	¥7,500	¥4,500	

■ 自立支援法の指定障害福祉サービスと身障法・知障法の通所施設サービスとの同一管理事業所における事務処理

- 各事業所の軽減後の負担上限月額は、A事業所(通所更生)7,500円、B事業所(居宅介護)は7,500円となる。
- 同一管理事業所内の軽減後の負担上限月額は7,500円、本来の負担上限月額は15,000円であるため、A、B事業所での利用者負担額、社福法人等軽減額が各々7,500円となるように、軽減額の調整を行う。
- 具体的には、通所施設分を高額障害福祉サービス費に移行させることで調整することとし、同一管理事業所内での「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の合計額から同一管理事業所における「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の上限額(各々7,500円)を控除した額を高額障害福祉サービス費移行額に整理する。

(様式3-1)

社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月 分)

同一管理事業所番号	同一管理事業所名称	平成 年 月 日				
	A事業所					
	B事業所					
	事業所番号					
	事業者及びその事業所の名称					
受給者証番号	利用者負担上限月額					
支給決定障害者等氏名	支給決定に係る障害児氏名					
日付	曜日	開始時間	終了時間	事業所番号又は事業所名	実績記録票記載額	軽減額調整結果額
					利用者負担額 社福法人等軽減額 給付費移行額	利用者負担額 社福法人等軽減額 給付費移行額
6				B	2,000	2,000
7				B	2,000	2,000
13				B	2,000	2,000
14				B	1,500 500	1,500 500
20				B	0 2000	0 2,000
21				B	0 2000	0 2,000
				小計	7,500 4500	7,500 4,500
				A	7,500	7,500 400
				合計		15,000 12,000 400
				同一管理事業所負担上限額		7,500 7,500
				高額障害福祉サービス費移行額(-)		7,500 4,500
				高額障害福祉サービス費合計		12,000

上記内容について確認しまし

法律が異なるため、同一管理事業所内であっても、軽減額調整による軽減額は、給付費(介護給付費・訓練等給付費又は施設訓練等支援費)には移行させない。

通所施設は、高額障害福祉サービス費として、市町村に請求する(受領委任払い)。

軽減額調整額欄のAの社会福祉法人等負担軽減額合計-高額障害福祉サービス費移行額(7,500円-4,500円)

事業者	請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額		
	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費移行額
A	0	3,000	12,000
B	7,500	4,500	0

軽減額調整額欄のBに係る利用者負担額、社会福祉法人等負担軽減額の合計を記入

軽減額調整額欄のAの利用者負担額合計-高額障害福祉サービス費移行額(7,500円-7,500円)

### (事例2-3) 同一管理事業所内に居宅介護と通所施設がある場合の軽減額調整事務(低所得2の例)

上限額管理者 社会福祉法人  
軽減制度実施

A事業所【通所更生】  
【上限額7500円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等移行額
1	¥7,000	¥700		
2	¥7,000	¥700		
3	¥7,000	¥700		
...	...	...	...	...
30	¥7,000		¥700	
合計	¥154,000	¥7,500	¥7,900	

合算した利用者負担額が軽減後の負担上限月額を超過しているため、軽減額調整を行う。

この場合  
7,500円 + 12,000円 = 19,500円のため、負担上限月額12,300円を超過している。

B事業所【居宅介護】  
【上限額12300円】 社会福祉法人  
軽減制度実施

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等移行額
6	¥20,000	¥2,000		
7	¥20,000	¥2,000		
13	¥20,000	¥2,000		
14	¥20,000	¥2,000		
20	¥20,000	¥2,000		
21	¥20,000	¥2,000		
合計	¥120,000	¥12,000		

#### ■ 自立支援法の指定障害福祉サービスと身障法・知障法の通所施設サービスとの同一管理事業所における事務処理

- 各事業所の軽減後の負担上限月額は、A事業所(通所更生)7,500円、B事業所(居宅介護)は12,300円となる。
- 同一管理事業所内の軽減後の負担上限月額は12,300円、本来の負担上限月額は24,600円であるため、A、B事業所での利用者負担額、社福法人等軽減額が各々12,300円となるように、軽減額の調整を行う。
- 具体的には、通所施設分を高額障害福祉サービス費に移行させることで調整することとし、同一管理事業所内での「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の合計額から同一管理事業所における「利用者負担額」及び「社福法人等軽減額」の上限額(各々12,300円)を控除した額を高額障害福祉サービス費移行額に整理する。

法律が異なるため、同一管理事業所内であっても、軽減額調整による軽減額は、給付費(介護給付費・訓練等給付費又は施設訓練等支援費)には移行させない。

通所施設は、高額障害福祉サービス費として、市町村に請求する(受領委任払い)。

軽減額調整額欄のAの社会福祉法人等負担軽減額合計-高額障害福祉サービス費移行額(7,900円+4,400円)

(様式3-1) 社会福祉法人等負担軽減額調整結果票 (平成 年 月 日)

同一管理事業所番号	同一管理事業所名称	平成 年 月 日				
	A事業所					
	B事業所					
事業所番号	事業者及びその事業所の名称					
受給者証番号	利用者負担上限月額					
支給決定障害者等氏名	支給決定に係る障害児氏名					
日付	曜日	開始時間	終了時間	事業所番号又は事業所名	実績記録票記載額	軽減額調整結果額
6				B	利用者負担額 2,000	利用者負担額 2,000
7				B	2,000	2,000
13				B	2,000	2,000
14				B	2,000	2,000
20				B	2,000	2,000
21				B	2,000	2,000
				小計	12,000	12,000
				A	7,500	7,500
				合計	19,500	19,500
						7,900
				同一管理事業所負担上限額	12,300	12,300
				高額障害福祉サービス費移行額(-)	7,200	-4,400
				高額障害福祉サービス費合計		2,800

請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額

事業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費移行額
A	300	12,300	2,800
B	12,000	0	0

軽減額調整額欄のBに係る利用者負担額、社会福祉法人等負担軽減額の合計を記入

軽減額調整額欄のAの利用者負担額合計-高額障害福祉サービス費移行額(7,500円-7,200円)



# (事例2-4) 事例2-3において他にC外出介護事業所の利用がある場合の上限額管理及び請求事務(低所得2の例)

(様式3-1)

(同一管理事業所A・Bに係る)社会福祉法人等負担軽減額調整結果票(平成 年 月分)

同一管理事業所番号		同一管理事業所名称		平成 年 月 日				
		A事業所						
		B事業所		事業所番号				
日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票記載額			軽減額調整結果額		
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
6		B	2,000			2,000		
7		B	2,000			2,000		
13		B	2,000			2,000		
14		B	2,000			2,000		
20		B	2,000			2,000		
21		B	2,000			2,000		
		小計	12,000			12,000		
		A	7,500	7,900		7,500	7,900	
		合計				19,500	7,900	
同一管理事業所負担上限額						12,300	12,300	
高額障害福祉サービス費移行額						7,200	-4,400	
高額障害福祉サービス費合計							2,800	

様式3-1において整理された額(参考)

事業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費請求額(受領委任払い)
A	300	12,300	2,800
B	12,000	0	0

+

○事業所【外出介護】サービス提供実績記録票【上限額24,600円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥8,000	¥800		
2	¥8,000	¥800		
...	...	...	...	...
27	¥8,000	¥800		
合計	¥144,000	¥14,400		

A、B及びC事業所に係る利用者負担額の合算額(この例では同一管理事業所A、Bに係る利用者負担額12,300円とCの利用者負担額14,400円の合算額となる。)が利用者負担上限月額24,600円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票(抄)(平成 年 月分)

平成 年 月 日

利用者負担上限月額	24,600円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額				上限額管理結果額			
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サービス費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サービス費移行額
1		C	800				800			
2		C	800				800			
3		C	800				800			
4		C	800				800			
6		B	2,000				2,000			
7		B	2,000				2,000			
(記載省略)										
24		C	800				800			
25		C	800				600	200		
26		C	800				0	800		
27		C	800				0	800		
		小計	26,400				24,600	1,800		
通所施設		A	300	12,300			300	12,300	2,800	
上限額管理加算(上限額管理事業所)			150					150		
利用者負担額合計			26,850				24,900			
利用者負担額に係る高額障害福祉サービス費への振替後整理額							24,600		300	

事業者	請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額		
	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費移行額
A	0	12,300	3,100 (2,800 + 300)
B	12,000	0	0
C	12,600	0	0

- 様式2-1における通所施設Aに係る記載額について
  - 利用者負担額欄について  
利用者負担額は、様式3-1において調整した、実際に利用者から徴収する額とする。すなわち、様式3-1の軽減額調整結果額欄の利用者負担額から利用者負担額にかかる高額障害福祉サービス費移行額を控除した額となる(この例では、300円(7,500円-7,200円))。
  - 社会福祉法人等軽減額について  
社会福祉法人等軽減額は、様式3-1において調整した額とする。すなわち、サービス提供実績記録票において整理された額と、高額障害福祉サービス費移行額欄中、社会福祉法人軽減額として移行する額を合算した額となる(この例では、12,300円(7,900円+4,400円))。
  - 高額障害福祉サービス費移行額について  
高額障害福祉サービス費移行額は、様式3-1において調整した額とする。すなわち、様式3-1の軽減額調整結果額欄の利用者負担額に係る高額障害福祉サービス費移行額と社会福祉法人等軽減額に係る高額障害福祉サービス費移行額とを合算した額となる(この例では、2,800円(7,200円-4,400円))。
- 請求明細書の利用者負担額等計算欄における通所施設Aに係る記載額について
  - 利用者負担額  
上限額管理結果額欄の通所施設Aに係る利用者負担額からB、C事業所の利用者負担額との合算に伴う高額障害福祉サービス費移行額を控除した額(この例では0円(300円-300円(24,900円-24,600円)))。
  - 社会福祉法人等負担軽減額  
上限額管理結果額欄の社会福祉法人等軽減額の合計額(この例では12,300円)。
  - 高額障害福祉サービス費移行額  
高額障害福祉サービス費移行額は、上限額管理結果額欄のB、C事業所及び通所施設Aの利用者負担額の合計から利用者負担上限月額を控除した額となるが、この例においては、先に様式3-1に基づき整理したAに係る高額障害福祉サービス費移行額とを合計した額が高額障害福祉サービス費として請求される額となる(この例では、3,100円(2,800円+(24,900円-24,600円)))。

# (事例2-5)事例2-4においてC外出介護事業所が基準該当事業所である場合の上限額管理及び請求事務(低所得2の例)

(様式1-1)  
 (同一管理事業所A・Bに係る)社会福祉法人等負担軽減調整結果票(平成 年 月 分)

同一管理事業所番号		同一管理事業所名称		平成 年 月 日			
		A事業所					
		B事業所		事業所番号			
日付	曜日	業務時間	事業所番号又は事業所名	実績記録票記載額		軽減調整結果額	
				利用者負担額	社福法人等軽減額	利用者負担額	社福法人等軽減額
6			B	2,000		2,000	
7			B	2,000		2,000	
13			B	2,000		2,000	
14			B	2,000		2,000	
20			B	2,000		2,000	
21			B	2,000		2,000	
			小計	12,000		12,000	
			A	7,500	7900	7,500	7,900
			合計			19,500	7,900
同一管理事業所負担上限額						12,300	12,300
高額障害福祉サービス費移行額						7,200	-4,400
高額障害福祉サービス費合計							2,800

様式3-1において整理された額(参考)

事業者	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費請求額(受領委任払い)
A	300	12,300	12,000
B	1,200	0	0

+

C事業所【外出介護】サービス提供実績記録票  
 【上限額24,600円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥8,000	¥800		
2	¥8,000	¥800		
...	...	...	...	...
27	¥8,000	¥800		
合計	¥144,000	¥14,400		

A、B及びC事業所に係る利用者負担額の合算額(この例では同一管理事業所A、Bに係る利用者負担額12,300円とCの利用者負担額14,400円の合算額となる。)が利用者負担上限月額24,600円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。

市町村が受領委任払により基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費・特例訓練等給付費を現物給付化する場合は、当該基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額についても市町村が受領委任払により上限額管理の対象とする。その場合、指定障害福祉サービスに係る上限額管理、基準該当障害福祉サービスに係る上限額管理、指定施設支援に係る上限額管理を各々分けて行うこととなる。

(様式2-1)  
 利用者負担上限額管理結果票(抄)(平成 年 月 日)

利用者負担上限月額	24,600円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
6		B	2,000			2,000		
7		B	2,000			2,000		
13		B	2,000			2,000		
14		B	2,000		省除可	2,000		省除可
20		B	2,000			2,000		
21		B	2,000			2,000		
		Bの小計	12,000			12,000		
		基準該当 C	14,400			14,400		
		利用者負担額合計(小計+C基準該当)	26,400			26,400		
		利用者負担額に係る高額障害福祉サービス費への振替後整理額				24,600		1,800
		通所施設 A	300	12,300	2,800	300	12,300	2,800
		上限額管理加算 上限額管理事業所	150				150	
		利用者負担額合計(小計+C基準該当+A基準該当+加算)	26,850			24,900		
		利用者負担額に係る高額障害福祉サービス費への振替後整理額				24,600		300
		A通所施設 合計				0	12,300	150
		B事業所 合計				12,000	0	0
		C基準該当事業所 合計				12,600	0	1,800

事業者	請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額		
	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費移行額
A	0	12,300	3,100 (2,800 + 300)
B	12,000	0	0
C	12,600	0	1,800

高額障害福祉サービス費移行額については、原則、最初に基準該当障害福祉サービスに係る移行額を算出し、次に指定施設支援に係る移行額を算出する。

※指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定施設支援の併給がある場合の上限額管理事務については、なるべく上限額管理者である通所施設が受領委任払いによる高額障害福祉サービス費の請求事務を行うこととなるよう、通所施設に係る高額障害福祉サービス費移行額の算定を最後に行う。

- 様式2-1におけるC基準該当事業所の利用者負担額は実績記録票の額を記入する。  
 ※基準該当障害福祉サービスのみで利用者負担上限月額を超える場合は超える額が高額障害福祉移行額となる。
- C基準該当事業所の高額障害福祉サービス費移行額は、指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計と基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額を合算したのから、利用者負担上限月額24,600円を控除した額となる。  
 この例では、1,800円((12,000円+14,400円)-24,600円)となる。
- 受領委任払によるC基準該当事業所に係る特例介護給付費等の請求について請求明細書への記載額は、利用者負担額については、上限額管理結果票欄の利用者負担額から利用者負担額にかかる高額障害福祉サービス費移行額を控除した額(この例では、12,600円(14,400円-1,800円))と記載し、また、併せて高額障害福祉サービス費移行額(この例では、1,800円)を記載する。

通所施設Aの高額障害福祉サービス費移行額は、指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計、C基準該当事業所に係る利用者負担額(高額障害福祉サービス費への振替後)及び指定施設支援に係る利用者負担額を合算した額から、利用者負担上限月額24,600円を控除した額となる(この例では、300円((12,000円+12,600円+300円)-24,600円))。

※なお、この例では、通所施設Aが高額障害福祉サービス費を請求する額は、先に様式3-1に基づいて整理された算定された額とを合計した3,100円となる。

※上限額管理加算の取扱いについては、上限額管理加算を算定できる上限額管理者が、指定障害福祉サービス又は指定施設支援の利用者負担額と基準該当障害福祉サービスの利用者負担額とを一体的に上限額管理する場合、基準該当障害福祉サービスを含めなければ上限額を超過しないが、基準該当障害福祉サービスを含めれば上限額を超過する場合についても、上限額管理加算の算定を認める。

※事例は、同じ法律等に基づくサービスについて、複数事業所からサービス提供がないため、様式2-1に各サービス提供事業所の利用者負担額等を追記することで様式2-2の作成を省略しても差し支えない。

## (事例2-6) 複数の基準該当事業所と指定障害福祉サービスを利用する場合の上限額管理及び請求事務(低所得1の例)

### A事業所【外出介護】 【上限額15000円】

基準該当事業所

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
4	¥8,000	¥800		
5	¥8,000	¥800		
8	¥8,000	¥800		
11	¥8,000	¥800		
14	¥8,000	¥800		
23	¥8,000	¥800		
合計	¥48,000	¥4,800		

### B事業所【居宅介護】 【上限額15000円】

基準該当事業所

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
3	¥10,000	¥1,000		
7	¥10,000	¥1,000		
13	¥10,000	¥1,000		
18	¥10,000	¥1,000		
19	¥10,000	¥1,000		
22	¥10,000	¥1,000		
合計	¥60,000	¥6,000		

### C事業所【デイサービス事業所】 【上限額7,500円】

上限額管理者

社会福祉法人  
軽減措置実施

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
1	¥8,000	¥800		
2	¥8,000	¥800		
...	...	...	...	...
27	¥8,000	¥0	¥800	
合計	¥144,000	¥7,500	¥6,900	

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票(抄) (平成 年 月 分)

平成 年 月 日

利用者負担上限月額	15,000円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額				上限額管理結果額			
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サービス費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サービス費移行額
		C	7,500	6,900			7,500	6,900		
3		B	1,000				1,000			
4		A	800				800			
5		A	800				800			
7		B	1,000				1,000			
8		A	800				800			
11		A	800				800			
13		B	1,000				1,000			
14		A	800				800			
18		B	1,000				500		500	
19		B	1,000				0		1,000	
22		B	1,000				0		1,000	
23		A	800				0		800	
小計(C+基準該当小計)			18,300	6,900			15,000	6,900		3,300
上限額管理加算(上限額管理事業所)			150						150	
合計			18,450	6,900			15,000	6,900	150	3,300

① 市町村が受領委任払により基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費・特例訓練等給付費を現物給付化する場合は、当該基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額についても上限額管理の対象とする。

② A、B及びC事業所に係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額15,000円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。

③ 先に指定障害福祉サービス(C事業所)分の記載をした後、基準該当障害福祉サービス(A事業所及びB事業所)をサービス提供日順に整理し、上限額を整理する。  
※当事例のように指定障害福祉サービスと基準該当障害福祉サービスを利用する場合、負担上限月額を超える利用者負担額は、高額障害福祉サービス費移行額として整理される。  
このことから、単独でも負担上限月額を超える利用者負担額が高額障害福祉サービス費となる基準該当事業所において、高額障害福祉サービス費の請求事務の集約を図ることとする。

※上限額管理加算の取扱いについては、上限額管理加算を算定できる上限額管理者が、指定障害福祉サービスの利用者負担額と基準該当障害福祉サービスの利用者負担額とを一体的に上限額管理する場合、基準該当サービス障害福祉サービスを含めなければ上限額を超過しないが、基準該当障害福祉サービスを含めれば上限額を超過する場合についても、上限額管理加算の算定を認める。



事業者	請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額		
	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費移行額
A	4,000	0	800
B	3,500	0	2,500
C	7,500	6,900	0

## (事例2-7) 施設入所者が一時帰宅時に居宅サービスを利用する場合の上限額管理及び請求事務(低所得1の例)

施設入所者が一時帰宅した場合に、市町村が特に必要と認めて居宅サービスを利用した場合、入所施設は当該居宅サービス分を含めて上限額管理を行う。

A施設【入所更生施設】  
【上限額15000円】

上限額管理者

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
1	¥7,000	¥700		
2	¥7,000	¥700		
...	...	...	...	...
20	¥7,000	¥700		
合計	¥140,000	¥14,000		

B事業所【居宅介護】  
【上限額15000円】

サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額
27	¥6,000	¥600		
28	¥6,000	¥600		
29	¥6,000	¥600		
30	¥6,000	¥600		
31	¥6,000	¥600		
合計	¥30,000	¥3,000		

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票(抄) (平成 年 月 分)

平成 年 月 日

利用者負担上限月額	15,000円
社福法人等軽減対象	無
サービス提供事業所	2

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額		
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額
		A	14,000			14,000		
		B	3,000			3,000		
		小計	17,000			17,000	0	
		上限額管理加算						
		上限額管理事業所						
		合計	17,000			17,000		
						2,000		高額障害福祉サービス費移行額

① グループホーム入居者と同様、入所施設が優先的に上限額管理者となる。

② A施設及びB事業所に係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額15,000円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。

③ まず、指定施設支援(A入所施設)分の記載をした後、指定障害福祉サービス(B事業所)の上限額を整理する。(指定障害福祉サービスについて、複数のサービス提供事業所がある場合は、指定施設支援分の記載後、指定障害福祉サービス分について、サービス提供日順に整理する。)

※事例は、同じ法律等に基づくサービスについて、複数事業所からサービス提供がないため、様式2-2の作成を省略して差し支えない。



事業者	請求明細書の利用者負担額等計算欄への記載額		
	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費移行額
A	14,000	0	0
B	1,000	0	2,000

# (事例2-8) 相互利用制度の通所施設と指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを利用する場合(低所得1の例)

次の相互利用制度によって通所授産施設を利用する場合の上限額管理については、指定施設支援(施設訓練等支援費)に係る利用者負担の上限額管理の取扱いに準じて行う。

上限額管理を一体的に行う相互利用制度(利用者負担の扱いについて支援費に準じているもの)

- ① 身体障害者が知的障害者授産施設及び知的障害者通所授産施設を利用する場合
- ② 知的障害者が身体障害者授産施設及び身体障害者通所授産施設を利用する場合

基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額は利用者負担上限月額によって特例介護給付費等へ移行しないため、負担上限月額(当該受領委任に係る高額障害福祉サービス費算定基準額)を超える額は高額障害福祉サービス費移行額として整理されることに留意。

A事業所【外出介護】 【上限額7500円】		基準該当事業所		社会福祉法人 軽減措置実施	
サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額	
1	¥7,000	¥700			
2	¥7,000	¥700			
3	¥7,000	¥700			
...	...	...	...	...	...
30	¥7,000		¥300		¥400
合計	¥154,000	¥7,500	¥7,500		¥400

(様式2-1)

利用者負担上限額管理結果票(抄) (平成 年 月 分)

平成 年 月 日

利用者負担上限月額	15,000円
社福法人等軽減対象	有
サービス提供事業所	3

B事業所【居宅介護】 【上限額15000円】		基準該当事業所		社会福祉法人 軽減措置実施	
サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費等行額	
6	¥20,000	¥2,000			
7	¥20,000	¥2,000			
13	¥20,000	¥2,000			
14	¥20,000	¥2,000			
20	¥20,000	¥2,000			
21	¥20,000	¥2,000			
合計	¥120,000	¥12,000			

日付	曜日	事業所番号又は事業所名	実績記録票等記載額			上限額管理結果額				
			利用者負担額	社福法人等軽減額	給付費移行額	高額障害福祉サービス費移行額	利用者負担額	社福法人等軽減額	補助対象経費移行額	高額障害福祉サービス費移行額
6		B	2,000			2,000				
7		B	2,000			2,000				
13		B	2,000			2,000				
14		B	2,000			2,000				
20		B	2,000			2,000				
21		B	2,000			2,000				
小計			12,000			12,000				
基準該当			A	7,500	7,500	400	7,500	7,500		400
利用者負担額合計(小計+A基準該当)			19,500			19,500				
利用者負担に係る高額障害福祉サービス費への振替後整理額						15,000				4,500
相互利用施設			C	7,500	6,900		7,500	6,900		
上限額管理加算(上限額管理事業所)				150				150		
利用者負担額合計(小計+A基準該当+相互利用+加算)			27,150			22,500				
利用者負担額に係る補助対象経費への振替後整理額						15,000				7,500
A事業所 合計				3,000	7,500	0	4,900			
B事業所 合計				12,000	0	0	0			
C通所施設 合計				0	6,900	7,500	0			

① A、B及びC相互利用施設に係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額15,000円を超えるため、利用者負担上限額管理結果票(様式2-1)を作成する。

② 補助対象経費移行額の整理等があるため、原則、相互利用制度における施設の管理者が優先的に上限額管理者となる。

また、上限額管理加算については、当該施設が上限額管理者となるため、補助対象経費として算定されることとなる。  
※グループホーム入居者の場合は、グループホームが上限額管理者となるため、上限額管理加算は算定されない。

③ C相互利用施設について、利用者負担上限月額を超える額は相互利用に係る補助対象経費として整理される。具体的には、指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計、A基準該当事業所に係る利用者負担額(高額障害福祉サービス費への振替後)及び相互利用制度の通所施設に係る利用者負担額を合算した額から、利用者負担上限月額を控除した額となる(この例では、7,500円(12,000円+3,000円+7,500円)-15,000円)。

④ ③により算出した額7,500円については、C相互利用施設から市町村への相互利用に要する費用(補助対象経費)の請求額に含める。

※高額障害福祉サービス費の請求(受領委任払)と異なり、受領委任の必要はない。

※相互利用に要した経費(補助事業)と介護給付費、施設訓練等支援費は分けて請求することに留意。

※事例は、同じ法律等に基づくサービスについて、複数事業所からサービス提供がないため、様式2-1に各サービス提供事業所の利用者負担額等を追記することで様式2-2の作成を省略しても差し支えない。

相互利用制度

C事業所【通所授産施設】 【上限額7,500円】		上限額管理者		社会福祉法人 軽減措置実施	
サービス提供日	報酬額(参考)	利用者負担額	社福法人等軽減額	補助対象経費移行額	
1	¥8,000	¥800			
2	¥8,000	¥800			
...	...	...	...	...	...
27	¥8,000	¥0	¥800		
合計	¥144,000	¥7,500	¥6,900		

利用者負担上限月額、社会福祉法人等軽減額を超える額は、補助対象経費として整理される。

事業者	請求明細書記載額		
	利用者負担額	社福法人等軽減額	高額障害福祉サービス費請求額(受領委任払い)
A	3,000	7,500	4,900(4,500 + 400)
B	12,000	0	0
C	0	6,900	7,500

事業者	請求明細書記載額	
	利用者負担額	補助対象経費移行額
A	3,000	4,900
B	12,000	0
C	0	7,500

## 受領委任払いの取扱いについて(18年4月から9月まで)

### 1 受領委任払いの対象となる者

以下に区分するサービスのうち、2以上の区分のサービスを利用する者で、当該複数の区分のサービスに係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額を超える者又は1の(3)の区分のサービスに係る利用者負担額の合算額が利用者負担上限月額を超える者(以下「受領委任払該当者」という。)

- (1) 指定障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費)
- (2) 指定施設支援(施設訓練等支援費)
- (3) 基準該当障害福祉サービス(市町村が特例介護給付費・特例訓練等給付費の受領委任払をする場合に限る。)

### 2 受任者となる者

指定施設支援を行う身体障害者更生施設等、基準該当障害福祉サービス事業所

### 3 委任の方法等

- (1) 市町村は、受領委任払該当者に対し、「高額障害福祉サービス費に関する委任の届出書(様式例6)」を交付する。
- (2) 受領委任払い該当者は、上記2の施設等に高額障害福祉サービス費移行額について、高額障害福祉サービス費の支給申請及び受領に関して委任を行う。
- (3) 委任を受けた施設等は、必要事項を記入し、委任者に交付する。
- (4) 委任者は、市町村へ「高額障害福祉サービス費に関する委任の届出書(様式例6)」を提出する。  
市町村は、受任者が上限額管理者と異なる場合、当該委任について上限額管理者に連絡を行う。  
※委任の方法、様式については一例を示すものであり、各自治体において運用上、これとは異なる委任方法、様式により委任を行うことは差し支えない。

### 4 請求の方法

上記による受任者は、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費又は施設訓練等支援費の請求と併せ、上限額管理事務の上限額管理結果票において算定された高額障害福祉サービス費を「高額障害福祉サービス費支給申請書(様式例7)」により市町村へ請求する。なお、当該申請書に記載された金額は、介護給付費等の請求に添付される実績記録票、利用者負担上限額管理結果票をもって確認することとし、申請書への添付資料は要しないものとする。

## 5 同一の世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等において支給される高額障害福祉サービス費との関係

### (1) 再算定を要するケース

- 上記の受領委任払による高額障害福祉サービス費の受給者が障害福祉サービス等と併せて介護保険法に基づくサービスを利用する場合や、同一の世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合は、高額障害福祉サービス費を改めて算定した上、償還払いを行う。

### (2) 算定方法

- 算定にあたっては、受領委任払により支給されている高額障害福祉サービス費も含めて算定する。
- 算定された高額障害福祉サービス費が、受領委任払により支給されている高額障害福祉サービス費を超える場合は、その差額分を支給する。(算定例以下のとおり)  
※受領委任払による手続きが介護給付費等の請求と同時に行われるのに対し、当該手続きは、利用者負担が支払われ、介護給付費等も確定するサービス提供月の概ね2ヶ月後以降になると考えられる。

(例) 同一の世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる例  
A、Bは同一世帯でありともに低所得2

区分	上限額管理	
	A	B
指定障害福祉サービスに係る利用者負担額	24,600円	24,600円
旧法分のサービスに係る利用者負担額	24,600円	

- 受領委任払によりAから委任を受けた事業所に支給される高額障害福祉サービス費…24,600円－①

- 高額障害福祉サービス費のA支給分  
 $\{73,800\text{円(利用者負担世帯合算額)} - 24,600\text{円(高額障害福祉サービス費算定基準額)}\} \times 49,200\text{円} / 73,800\text{円}$   
 (支給決定障害者按分率) = 32,800円－②

- 高額障害福祉サービス費のB支給分  
 $\{73,800\text{円(利用者負担世帯合算額)} - 24,600\text{円(高額障害福祉サービス費算定基準額)}\} \times 24,600\text{円} / 73,800\text{円}$   
 (支給決定障害者按分率) = 16,400円

Aの算定上の支給額は32,800円であるが、受領委任払により受任者の事業所に24,600円支給しているため、実際には差額の8,200円をAに対して支給することとなる。(以下通知参考例)

#### 高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書(例)(抄)

〒 \_\_\_\_\_ 市(町村) \_\_\_\_\_ 様  
 書番号 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 市(町村)長 印

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

支給決定障害者等氏名	A	支給の根拠となる制度の受給者証番号 障害者自立支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法
支給決定に係る障害児氏名		制度 受給者番号

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない 受領委任払により、事業所に24,600円支給しているため、差額の8,200円を支給する。	支給金額	32,800円 (但し以下のとおり)
不支給の理由			

# 受領委任払いに係る様式例について

(様式第6号)

高額障害福祉サービス費に関する委任の届出書(例)

市(町村)長 様

平成 年 月 日

委任者	フリガナ											受給者証番号
	支給決定障害者等氏名											
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日										
	居住地	〒										
		電話番号										
フリガナ											続柄	
支給決定に係る障害児氏名		生年月日	昭和	平成	年	月	日					

私は、下記の者を受任者と定め、上限額管理において算定される高額障害福祉サービス費に移行する利用者負担額について、下記受任者が高額障害福祉サービス費の支給申請及び受領を行うことを委任します。

記

受任者	事業所番号										
	事業者及びその事業所の名称	〒									
	事業所所在地及び連絡先	電話番号									

上記に関する高額障害福祉サービス費を以下の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号				
	金融機関コード	店舗コード									
	フリガナ										
	口座名義人										

市町村記入欄

領収書確認欄	サービス提供証明書確認欄	備考

(様式第7号)

高額障害福祉サービス費支給申請書(例)

平成 年 月 日

(請求先)

市町村長 様

申請者	事業所番号										
	事業者及びその事業所の名称										
	代表者	印									
	事業所所在地及び連絡先										

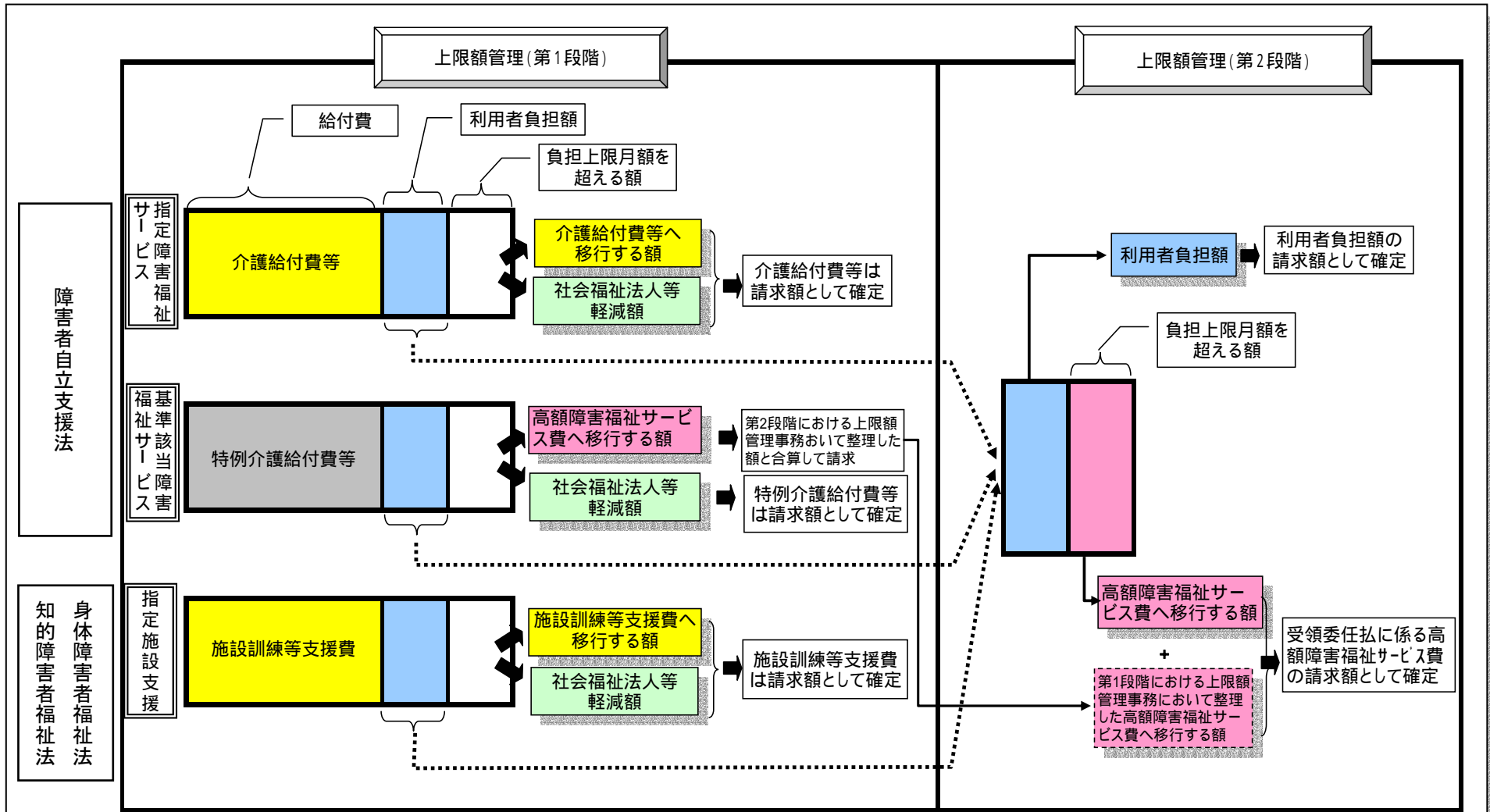
下記の支給決定障害者等に係る高額障害福祉サービス費の支給について、支給決定障害者等からの委任に基づき下記のとおり申請します。

記

請求金額	円									
申請に係るサービス提供月	平成 年 月分									

受給者証番号										
支給決定障害者等氏名										
支給決定に係る障害児氏名										

# 各サービスに係る上限額管理のイメージ図



- 1 同じ法律・費目のサービスに係る利用者負担額についての上限額管理事務は、第1段階で完結する。
- 2 異なる法律・費目のサービスに係る利用者負担額についての上限額管理事務は、第1・2段階により完結する。(以下のとおり)  
 介護給付費等、特例介護給付費等及び施設訓練等支援費は、それぞれに係る社会福祉法人等軽減額と併せ、第1段階における上限額管理事務により請求額が確定される。  
 利用者負担額及び受領委任払に係る高額障害福祉サービス費は、第2段階の上限額管理事務を経て請求額が確定される。